(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)	(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三十七条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定	第四十一条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定
による児童手当(次条において「旧児童手当」という。)に要する費	による児童手当 (次条において「旧児童手当」という。) に要する費
用については、なお従前の例による。	用については、なお従前の例による。
第三十八条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行	第四十二条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行
日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二	日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二
十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の	十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の
徴収については、なお従前の例による。	徴収については、なお従前の例による。

沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)

3~5 (略) 三の二~五 (略)	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)	修正後整備法による改正
3~5 (略) 三の二~五 (略)	保育することを目的とする施設をいうは、当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 幼稚園等 幼稚園、総合こども園その他三 幼稚園等 幼稚園、総合こども園その他三 幼稚園ののでは、当該各号に定めるところによる。	改正案
3~5 (略) 三の二~五 (略)	目的とする施設をいう。 目的とする施設をいう。 (業務の範囲) 目的とする施設をいう。 (業務の範囲)	現

水源地域対策特別措置法 (昭和四十八年法律第百十八号)

		6	
度以	る規定 字句 読み替える字句	を 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指いて第二条第二項又は第三項の規定により指の表の上欄に掲げる法律の規定の適用についての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字のは、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の規定により指方に応じ、それぞれ同欄に掲げる字の指定に係る同表の下欄に規定する年度におうに応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み 対に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み 対に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み 対に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み 対に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み 対に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み	修正後整備法による改正
度以 九年 田和 昭和六十年度	る規定 字句 読み替えられる 読み替える字句	6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指いて第二条第二項又は第三項の規定により指の表の上欄に掲げる法律の規定の適用についての次の指定に係る同表の下欄に規定する年度にお分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字の指定により指表第二項文は第三項の規定により指	改正案
度以 九年 昭和 昭和六十年度	る規定 字句 読み替えられる 読み替える字句	6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指いて第二条第二項又は第三項の規定により指の表の上欄に掲げる法律の規定の適用についてが、これらの規定中同表の中欄に掲げる字の指定に係る同表の下欄に規定する年度にお分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の規定により指替えるものとする。	現

				設の項	童福祉施	法別表児	特別措置	自立促進	過疎地域			
)	ては、三分の	係るものにあつ	認定こども園に	又は幼保連携型	設置する保育所	団体以外の者が	国又は地方公	過疎地域 十分の五・五(三分 十分の六(国			
		_	<u>ر</u>	اد	型〉	РЛ	<i>/</i>)'	<u>共</u> の	三分	度	各年	前の
)	は、三分の一	ものにあつて	ども園に係る	連携型認定ご	育所又は幼保	が設置する保	団体以外の者	国又は地方公共 の二 又は地方公共	十分の六(国		· ·	
				設の項	童福祉施	法別表児	特別措置	自立促進	過疎地域			
		<u>@</u>	あつては、三分	園に係るものに	又は総合こども	設置する保育所	団体以外の者が	国又は地方公共の一	過疎地域 十分の五・五 (三分 十分の六 (国			
								<u>თ</u>	三分	度	各年	前 の
	<u></u>	ては、三分の	るものにあつ	こども園に係	育所又は総合	が設置する保	団体以外の者	又は地方公共	十分の六 (国			
				設の項	童福祉施	法別表児	特別措置	自立促進	過疎地域			
				つては、三分の	に係るものにあ	法別表児 設置する保育所	団体以外の者が	国又は地方公共 の一 又は地方公共	過疎地域 十分の五・五 (三分 十分の六 (国			
								<u>ග</u>	三分	度	各年	前の
			、三分の一)	のにあつては	育所に係るも	が設置する保	団体以外の者	又は地方公共	十分の六 (国			

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	修正後整備法による改正
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
(定義) 2~4 (略) 2~4 (略)	現

附則

対する措置) (学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に

第一条 も園法一部改正法附則第四条第一項の規定に いう。以下同じ。) を除く。) 及び認定こど ども園を設置する者 (学校法人及び社会福祉 者 (学校教育法附則第六条の規定により私立 いう。次項において同じ。) を含むものとす より幼保連携型認定こども園を設置する者を 五号)第二十二条に規定する社会福祉法人を 法人 (社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十 条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こ こども園法一部改正法」という。)附則第三 法律第六十六号。以下この項において「認定 る法律の一部を改正する法律(平成二十四年 る教育、保育等の総合的な提供の推進に関す 定こども園の設置者 (就学前の子どもに関す 同じ。) 及び学校法人等以外の幼保連携型認 の幼稚園を設置する者をいう。次項において 分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置 から第十五条までの規定中学校法人には、 第三条、 第九条、 第十条及び第十二条 当

学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び

2

附 則

対する措置)(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に

第一条 除く 和二十六年法律第四十五号) 設置する者 令で定める要件に該当するものに限る。 同 総合こども園(当該幼稚園の所在した区域と 置していた者であつて当該幼稚園を廃止して う。)及び総合こども園法の施行の日の前日 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」とい 私立の幼稚園を設置する者(次項において「 分の間、学校教育法附則第六条の規定により から第十五条までの規定中学校法人には、 こども園の設置者」という。) を含むものと 定する社会福祉法人をいう。 以下同じ。 において同条の規定により私立の幼稚園を設 の区域内にあることその他の文部科学省 第三条、 同項において「学校法人等以外の総合 (社会福祉法人 (社会福祉法 第九条、 第十条及び第十一条 第二士 | 条に規) を (昭 当 を

附則

する措置) (学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対

学校法人等以外の総合こども園の設置者(以一学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び一2

る第十一条から第十四条までの規定の適用に学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係

るものとする。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え の私立の幼稚園の設置者等」という。 設置者(以下この条において「学校法人以外 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 ついては、これらの規定のうち次の表の上欄 る第十二条から第十四条までの規定の適用に) に 係

第十二条|その業務

当該幼稚園若しくは幼

保連携型認定こども園

第 第

の経営に関する業務

一号

学校法人の

幼稚園若しくは幼保連

携型認定こども園の経

稚園の設置者等」という。 ಶ್ 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規 から第十四条までの規定の適用については、)に係る第十一条 下この条において「学校法人以外の私立の幼

	ども園の経営に関する		号号
	当該幼稚園又は総合こ	予 算 が	士一条
	する帳簿		
	合こども園の経営に関当該幼稚園若しくは総	その帳簿	
	し質問させ		
	合こども園の経営に関当該幼稚園若しくは総	質問させ	
	ある者		
	ども園の経営に関係の幼稚園若しくは総合こ	関係者 の	
_	する業務		
	合こども園の経営に関当該幼稚園若しくは総	そ の 業 務	十二条

質問させ

当該幼稚園若しくは幼

営に関係のある者

保連携型認定こども園

の経営に関し質問させ

第三号 第十一条

予算が

当該幼稚園又は幼保連

携型認定こども園の経

第 第 その帳簿

当該幼稚園若しくは幼

保連携型認定こども園

の経営に関する帳簿

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え るものとする。 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 ついては、これらの規定のうち次の表の上欄

第三号				第 一 号 — 条
予 算 が	そ の 帳 簿	質問させ	関係者	その業務
する予算が当該幼稚園の経営に関	する帳簿の経営に関		幼稚園 の経営に関係の	する業務の経営に関

				第十二条	
処分又は寄	(略)	(略)		人の役員	
処分又は寄 当該幼稚園若しくは幼	(略)	(略)	対権・関又は幼保連携型 が保連携型認定こども園 を設置する者が法人である場合 にあつては当該幼稚園 又は幼保連携型認定ご ども園の経営を担当す を設置する者が法人の役員をい の者である場合にあ つては当該幼稚園又は幼 保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども園 が保連携型認定ごども 別を設置する者をいう	携型認定こども園の経当該幼稚園又は幼保連	営に関する予算が
				第 第	
				第四号条	
処分又は寄	(略)	(略)		人の役員 当該学校法	
処分又は寄 当該幼稚園若しくは総	(略)	(略)	る者(当該幼稚園又は 総合こども園を設置す る者が法人である場合 にあつては当該幼稚園 の役員をいい、当該幼 を設置する者が法人以 かの者である場合こども園の経 がの者である場合こども園の経 を設置する者が法人以 かの者である場合にあ かの者である場合にあ かの者である場合にあ かの者である場合にあ	ども園の経営を担当す当該幼稚園又は総合こ	予算 が
				第一第二号条	
処分又は寄	(略)	(略)		人の役員 当該学校法	
処分又は寄 当該幼稚園についての	(略)	(略)	を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園の経営を担当者である場合にあつては当者である場合にあつては当まが法人の役員をおきがまり。)	当する者(当該幼稚園当該幼稚園の経営を担	

Angle Andre	
第 第 十 項 三 条	
人の理事 検法	旨 解 当 ドイ
(略) (略) (略) (略)	についての処分 についての処分 についての処分 についての処分 を解くべき旨(当該幼稚園又は幼保連 を解くべき旨(当該幼稚園又は幼保連 を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨(当該幼母園) を解くべき旨の担当 を解くがきる者の担当 である者の担当 である者である者である。 でき旨)
第 第 十 項 三 条	
人の理 野 を 大の理 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	旨 解 当 階
(略) 当該幼稚園若しくは総合こども園を設置する者(当該幼稚園若しくは総 者が法人である場合にあつては、当該法人のあつては、当該法人の	野名名 2 日間 2
第 第 十 項 系 条	
人の理事 法	旨 解 当 階
(略) (略) (略)	野名名 当該役員の 当該幼稚園の経営を担 当該役員の 当該幼稚園の経営を担 当該役員の 当該幼稚園の経営を担 でき旨 (当該幼稚園を では、当該幼稚園の経営を担 では、当該幼稚園の経営を担 では、当該幼稚園の経営を担 では、当該幼稚園の経営を担 では、当該幼稚園の経営を担

	る幼稚園又は幼保連携型認定ごども園の経営定により助成を受けるものは、当該助成に係	又は幼保連集	る幼稚園	
の 規 で	一項の規定に基づき第九条又は第十条の規学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で	規定に基づき	第一項の	
	(略)	略)		
	代表者)			

学校法第四十八条の規定を準用する 会計として経理しなければならない。この場 合において、その会計年度については、 に関する会計を他の会計から区分し、特別の 私立

- (略)
- 学校法人によつて設置されるように措置しな 5 定により補助金の交付を受けるものは、 に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園が 月一日から起算して五年以内に、 当該補助金 交付を受けることとなつた年度の翌年度の四 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で 一項の規定に基づき第九条又は第十条の規 当該
- 6 三項の規定により都道府県が処理することと 第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第 第十二条、第十二条の二第一項及び第二項 |項の規定により読み替えて適用される

ければならない

3 経理しなければならない。 計を他の会計から区分し、 特別の会計として る幼稚園又は総合こども園の経営に関する会 定により助成を受けるものは、当該助成に係 第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規 その会計年度については、 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で (略) (略) この場合において 私立学校法第四

4 (略)

十八条の規定を準用する

5

- ない。 よつて設置されるように措置しなければなら に係る幼稚園又は総合こども園が学校法人に 月一日から起算して五年以内に、当該補助金 交付を受けることとなった年度の翌年度の四 定により補助金の交付を受けるものは、 第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で 当 該
- 6 三項の規定により都道府県が処理することと 第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第 第十一条、第十二条の二第一項及び第二項 第二項の規定により読み替えて適用される

3 いては、 する。 ない。 幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区 分し、特別の会計として経理しなければなら により助成を受けるものは、当該助成に係る 項の規定に基づき第九条又は第十条の規定 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第 この場合において、その会計年度につ 私立学校法第四十八条の規定を準用 (略) (略)

- 4 (略
- 5 うに措置しなければならない 係る幼稚園が学校法人によつて設置されるよ 付を受けることとなつた年度の翌年度の四月 により補助金の交付を受けるものは、 一日から起算して五年以内に、当該補助金に 項の規定に基づき第九条又は第十条の規定 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第 当該交
- 二条、第十二条の二第一項及び第一項、 の規定により都道府県が処理することとされ 三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項 第二項において読み替えて適用される第十 第十

6

学校法人の	第一号をの業務	分 以 各号列記 所轄庁	。 (幼保連携型認定ごども園を設置する社会福祉法人に対する措置) 第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十第二条の同 幼保連携型認定ごども園を設置する社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる実句に読み替えるものとする。 根に掲げる字句に読み替えるものとする。 横に掲げる字句に読み替えるものとする。 横に掲げる字句に読み替えるものとする。
幼保連携型認定こども	業務の経営に関する当該幼保連携型認定ご	都道府県知事	(幼保連携型認定ごども園を設置する社会福祉法人に対する措置) 一条の二 第三条、第九条、第十条及び第十一条の二 第三条、第九条、第十条及び第十一条の一 第三条、第九条、第十条及び第十一条の一 規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中間で担ける字句は、それぞれ同表の下への中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下では、記れらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中間である。
学校法人の	第一号をの業務	分 以外の部 所轄庁	。 (総合こども園を設置する社会福祉法人 する措置) 第二条の二 第三条、第九条、第十条及び 第二条の二 第三条、第九条、第十条及び 和法人を含むものとする。 や加条までの規定の適用については、これ 一四条までの規定の適用については、これ 一四条までの規定の適用については、これ 一四条までの規定の適用については、これ 一四条までの規定の適用については、これ 一四条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条までの規定の適用については、これ 一回条は、一回条は、一回条は、一回条は、一回条は、一回条は、一回条は、一回条は、
総合こども園の経営に	当該総合こども園の経	都道府県知事	(総合こども園を設置する社会福祉法人に対 (総合こども園を設置する社会福祉法人に対 三条から第十五条までの規定中学校法人には 三条の二 第三条、第九条、第十条及び第十 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これら 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第 十四条までの規定の適用については、これら が以来のでの規定の適用については、これら がりでは、これら がりでは、これら がりでは、これら での規定の方方次の表の上欄に掲げる規定中同 がは、これら がりまでの規定の適用については、これら での規定の方方次の表の上欄に掲げる規定中同 がいる。

第一号に規定する第一号法定受託事務とするされている事務は、地方自治法第二条第九項

第一号に規定する第一号法定受託事務とするされている事務は、地方自治法第二条第九項

号に規定する第一号法定受託事務とする。ている事務は、地方自治法第二条第九項第一

(新設)

			第 四 号 二 条	第			
別 処分又は寄	所轄庁	法令	出該学校法	予 算 が	そ の 帳 簿	質問させ	関 係 者
ども園についての処分当該幼保連携型認定こ	都道府県知事	又は法令	受討該社会福祉法人の る当該社会福祉法人の 当該社会福祉法人の	予算が当該幼保連携型認定こ当該幼保連携型認定こ	帳簿 ども園の経営に関する 当該幼保連携型認定こ	問させというでは、おおおは、おおりの経営に関し質がおいる。というでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	者の経営に関係のある
			第 四 号 二 条	第 第 十 号 条			
例 20分 又は寄	所轄 庁	法令	当該学校法	予 算 が	そ の 帳 簿	質問させ	関 係 者
いての処分 当該総合こども園につ	都道府県知事	又は法令	当該総合こども園の経営を担当する当該社会	当該総合こども園の経	当該総合こども園の経	当該総合こども園の経	関係のある者

	第 第 - 十 項 三 条	む 場 準 に 条 (三 項 の 第	
とする役員	人の理事 法	所 轄 庁	き旨 解職をすべ の
担当を解こうとする役	都道府県知事都道府県知事	都道府県知事	き旨
	第 第	합 場 準 に 条 _の 三 項 の 第	
	第 第 一 十 項 三 条	○ 合 用 お 第 第 項 か _ 十 ○ を す い 二 十 ま ら 第 二 含 る て 項 三 で 第 — 条	
とする役員	人の理事 対法	所 轄 庁	き旨 解職をすべ 当該役員の
担当を解こうとする役	代表者というでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	都道府県知事	当を解くべき旨営を担当する役員の担当が総合こども園の経

3 幼保連携型認定ごども園を設置する社会福地法人で第一項の規定により助成を受けるものは、当該十条の規定により助成を受けるものは、当該計として経理しなければならない。この場合において、その会計に係る収入を他の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。この場合第十二条、第十二条の規定により請み替えて適用される第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項	び第第十四条 第十四条 第二項及条 下轄庁
が保運携型認定こども園を設置する社会福 条の規定により助成を受けるものは、当該 条の規定により助成を受けるものは、当該 条の規定により助成を受けるものは、当該 おいて、その会計を他の会計から区分し、特別の会 おいて、その会計年度については、私立学 おいて、その会計に係る収入を他の会計に係 では、当該会計に係る収入を他の会計に係 する会計を他の会計の規定を準用する。 十二条、第十二条の二第一項及び第二項、 十三条第一項並びに第十四条第二項及び第 十三条第一項並びに第十四条第二項及び第 1項の規定により都道府県が処理することと 現の規定により都道府県が処理することと れている事務は、地方自治法第二条第九項	文部科学大附則第二条の二第三項Dの規定による特別の会大臣本道府県知事
3 総合こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係るにより助成を受けるものは、当該助成に係るにより助成を受けるものは、当該助成に係るではならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。 第二項の規定による特別の会計として経理しなけれる。 第十二条、第十二条の二第一項及び第二項及び第第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項	第十四条 文部科学大 附則第二条の二第三項

。| 第一号に規定する第一号法定受託事務とする

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分)日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)

を改正する法律(平成二十四年法律第六十六条の総合的な提供の推進に関する法律の一部	二〜五(略) 二〜五(略) 二〜五(略) 二〜五(略) 二〜五(略)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	修正後整備法による改正
ていた者であって当該幼稚園を廃止して総合を除く。)において、私立学校には、当分の意、学校教育法附則第六条の規定により学校第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号 が 則 則	二~五 (略) 三~五 (略) 「一一号)第二条第一項に規定する総合ことも園をいう。 「一一号)第二条第一項に規定する総合において同じる。」 をいう。	は、はないでは、 は、当該各号に定めるところによる。 一 私立学校 学校教育法 (昭和二十二年法 一 私立学校 学校教育法 (昭和二十二年法 る。 (定義)	改正案
者を含むものとする。 者を含むものとする。 者を含むものとする。 というで、 は、学校教育法附則第六条の規定により学校 で、)において、私立学校には、当分の は、学校教育法附則第六条の規定により学校 が、学校法人には、当分の間、同条の が、学校等の特例)	二~五(略)	立学校をいう。	現行

の規定により設置された幼保連携型認定こど認定こども園法一部改正法附則第四条第一項 れた当該みなし幼保連携型認定こども園及びども園の設置者」という。)によって設置さ 型認定こども園の設置者を含むものとする。 認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携 法人には、 携型認定こども園」という。) を含み、 も園 (以下この条において「特例設置幼保連 する者(学校法人を除く。以下この条におい 部改正法」という。)附則第三条第二 の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型 の規定により幼稚園を設置する学校法人以外 て「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こ 定するみなし幼保連携型認定こども園を設置 以下この条において「認定こども園法一 当分の間、 学校教育法附則第六条 項に規 学 校

者を含むものとする。 者を含むものとする。 ととも園(当該幼稚園の所在した区域と同一にとも園(当該幼稚園の所在した区域と同一にという。)によって設置された当該総合こども園を含み、学校で設置された当該総合こども園で設置された当該総合こども園でという。)を設置定める要件に該当するものに限る。)を設置定める要件に該当するものに限る。)を設置定める要件に該当するものに限る。)を設置定める要件に該当するものに限る。)を設置を含むものとする。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律 (平成十一年法律第二百二十四号)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

†	事項は、政令で定める。	する場合におけるその適用関係その他必要な	他これらに類する法律の適用関係の調整を要	第百五十二号)、子ども・子育て支援法その	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律	流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、	第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交	合法の適用関係等についての政令への委任)	(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組	क ु	六十九条第一項第四号に規定する団体とみな	規定の適用については、派遣先企業を同法第	て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) の	第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育	法の特例)	(交流派遣職員に関する子ども・子育て支援	修正後支援法に伴う改正
†	事項は、政令で定める。	する場合におけるその適用関係その他必要な	他これらに類する法律の適用関係の調整を要	第百五十二号)、子ども・子育て支援法その	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律	流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、	第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交	合法の適用関係等についての政令への委任)	(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組	•	七十条第一項第四号に規定する団体とみなす	規定の適用については、派遣先企業を同法第	て支援法 (平成二十四年法律第 号)の	第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育	法の特例)	(交流派遣職員に関する子ども・子育て支援	改正案
 	令で定める。	おけるその適用関係その他必要な事項は、政	類する法律の適用関係の調整を要する場合に	第百五十二号)、児童手当法その他これらに	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律	流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、	第十五条の一 前二条に定めるもののほか、交	合法の適用関係等についての政令への委任)	(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組			項第四号に規定する団体とみなす。	については、派遣先企業を同法第二十条第一	昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用	第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法((交流派遣職員に関する児童手当法の特例)	現行

給に関する法律により適用される旧児童手当(平成二十二年度等における子ども手当の支

給に関する法律により適用される旧児童手当(平成二十二年度等における子ども手当の支

給に関する法律により適用される旧児童手当(平成二十二年度等における子ども手当の支

附

則

附

則

附

則

法の特例)

4 給に関する法律 (平成二十二年法律第十九号 当法」と、 と読み替えるものとする 四号」とあるのは「 律第七十三号)」と、 による改正前の児童手当法(昭和四十六年法 効力を有するものとされた同法第一条の規定 平成二十四年法律第六十五号)」 とあるのは する法律が適用される場合における旧児童手 二十二年度等における子ども手当の支給に関 用する。この場合において、 流派遣職員に関しては、 給に関する法律(平成二十二年法律第十九号 十四号)附則第十一条の規定によりなおその 「平成二十二年度等における子ども手当の支 「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成 の規定により子ども手当の支給がされる交 第二十条第一項の規定による児童手当法の 部を改正する法律 (平成二十四年法律第二 平成二十二年度等における子ども手当の支 同条中「子ども・子育て支援法(第 |十条第一項第四号」 第十五条の規定を準 第六十九条第 同条の見出し中 項第 4

菫手当法の特例) 等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

平成二十四年法律第 当法」と、 二十二年度等における子ども手当の支給に関 流派遣職員に関しては、 給に関する法律(平成二十二年法律第十九号 する法律が適用される場合における旧児童手 用する。この場合において、 給に関する法律(平成二十二年法律第十九号 「平成二十二年度等における子ども手当の支 「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成 の規定により子ども手当の支給がされる交 部を改正する法律(平成二十四年法律第 第二十条第一項の規定による児童手当法の 平成二十二年度等における子ども手当の支 同条中「子ども・子育て支援法(第十五条の規定を準 号)」とあるのは 同条の見出し中

読み替えるものとする。 号)附則第十一条の規定によりなおそのとされた同法第一条の規定が力を有するものとされた同法第一条の規定があるのは「第二十条第一項第四十六年法(昭和四十六年法)を有するものとされた同法第一条の規定

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

|5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

とする。 ついては、 給に関する法律(平成二十二年法律第十九号 法第一条の規定による改正前の児童手当法」 によりなおその効力を有するものとされた同 る児童手当法の 年法律第十九号)第二十条第一項の規定によ 法」とあるのは「平成二十二年度等における 手当の支給に関する法律が適用される場合に あるのは「平成二十二年度等における子ども 流派遣職員に関する第十五条の規定の適用に 十四年法律第 子ども手当の支給に関する法律(平成二十二 おける旧児童手当法」と、同条中「児童手当 の規定により子ども手当の支給がされる交 平成二十二年度等における子ども手当の支 同条の見出し中「児童手当法」と 一部を改正する法律(平成) 号) 附則第十一条の規定

菫手当法の特例) 等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

平成二十三年度における子ども手当の支給

5

み替えるものとする。 る改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第 を有するものとされた同法第一条の規定によ 号)附則第十二条の規定によりなおその効力 を改正する法律(平成二十四年法律第二十四 項又は第五項の規定による児童手当法の一部 も手当の支給等に関する特別措置法 (平成二 育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) ける旧児童手当法」と、 等に関する特別措置法が適用される場合にお 出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは 定を準用する。 れる交流派遣職員に関しては、第十五条の規 百七号)の規定により子ども手当の支給がさ 等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 七十三号)」と、 十三年法律第百七号)第二十条第一項、 「平成二十三年度における子ども手当の支給 とあるのは「平成二十三年度における子ど とあるのは「第一 この場合において、 一十条第 第六十九条第一項第四号 同条中「子ども・子 項第四号」と読 同条の見 第三

等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 とあるのは「 る改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第 を有するものとされた同法第一条の規定によ 号)附則第十二条の規定によりなおその効力 を改正する法律(平成二十四年法律第 項又は第五項の規定による児童手当法の一部 も手当の支給等に関する特別措置法(平成) 育て支援法 (平成二十四年法律第 ける旧児童手当法」と、 等に関する特別措置法が適用される場合にお 出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは 定を準用する。 れる交流派遣職員に関しては、第十五条の規 百七号) の規定により子ども手当の支給がさ 十三年法律第百七号)第二十条第一項、 「平成二十三年度における子ども手当の支給 七十三号)」と、 とあるのは「平成二十三年度における子ど 第 この場合において、 一十条第 「第七十条第一項第四号」 同条中「子ども・子 項第四号」と読み 同条の見 第三 号

替えるものとする

中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年 ども手当の支給等に関する特別措置法が適用 りなおその効力を有するものとされた同法第 年法律第 条第一項、 措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十 度における子ども手当の支給等に関する特別 される場合における旧児童手当法」と、 法」とあるのは「平成二十三年度における子 適用については、 等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 **重手当法の一部を改正する法律(平成二十四** れる交流派遣職員に関する第十五条の規定の 百七号)の規定により子ども手当の支給がさ 条の規定による改正前の児童手当法」とす 第三項又は第五項の規定による児 号) 附則第十二条の規定によ 同条の見出し中「児童手当 同条

ಶ್

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過	(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過
措置)	措置)
第四十四条が前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流	第四十八条 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流
に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第三十八	に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第四十二
条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十	条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十
条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正	条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正
後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にか	後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。	かわらず、なお従前の例による。

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(過疎地域自立促進のための地方債) 第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。 一〜九 (略) 十 保育所及び児童館 十一 認定こども園(就学前の子どもに関する法律(平成十八年法律第10人)の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(において同じ。)をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。)をいう。	修正後整備法による改正
(過疎地域自立促進のための地方債) 第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基 で政令で定めるものに対する出資及び次に掲 で政令で定めるものに対する出資及び次に掲 げる施設の整備につき当該市町村が必要とす る経費については、地方財政法(昭和二十三 年法律第百九号)第五条各号に規定する経費 に該当しないものについても、地方債をもっ てその財源とすることができる。 一~九 (略) 十一 総合こども園(総合こども園法(平成 二十四年法律第 号)第二条第一項に 規定する総合こども園をいう。別表児童福 祉施設の項において同じ。)	改正案
(過疎地域自立促進のための地方債) 第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基 で政令で定めるものに対する出資及び次に掲 で政令で定めるものに対する出資及び次に掲 で政令で定めるものに対する出資及び次に掲 げる施設の整備につき当該市町村が必要とす る経費については、地方財政法(昭和二十三 年法律第百九号)第五条各号に規定する経費 に該当しないものについても、地方債をもっ てその財源とする 一〜九 (略) 十 保育所及び児童館 十 保育所及び児童館 十 マ高法律(平成十八年法律第七十七号)第 「三条第一項又は第三項の規定による認定を 受けた施設をいう。)	現

				祉 施 設	児 童 福	設	教 育 施	事業の区分	
とは整備 という おまり という とうしょう おいっぱん おいっぱい おいまい おいまい おいまい という おいまい という はい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い	園の設備の新設、連携型認定こども	児童福祉施設のう	第一項に規定する	二十二年法律第百	児童福祉法(昭和			区分	(第十条関係)(略)
で	は、三分の二)ま係るものにあって	型認定こども園に育所又は幼保連携	の者が設置する保地の	地方公共団本从小の五・五(国又は	児童福祉法(昭和二分の一から十分		十分の五・五	国の負担割合	
				祉施設	児 童 福	設	教 育 施	事業の区分	別 2 表 十 3 一
、拡張又は整備	新設、修理、改造こども園の設備の	5保育所又は総合児童福祉施設のう	第一項に規定する	11十二年法律第百				区分	表 (第十条関係) 十二~十八 (略)
	二)まで、三分の			地方公共団本从外の五・五(国又は	児童福祉法(昭和二分の一から十分		十分の五・五	国の負担割合	
				· 祉施 設	児 童 福	設	教 育 施	事業の区分	別 2 表 十 3 二
	、拡張又は整備 (新設、修理、改造 二) まで	ち保育所の設備の児童福祉施設のう	第一項に規定する	社施設 二十二年法律第百)	(幼稚園は対象外	区分	· 表 (第十条関係) ~ 3 (略) 十二~十八 (略)
	一一)まで	ち保育所の設備の あっては、三分の児童福祉施設のう 育所に係るものに	の者が設置する保地が		児童福祉法(昭和 二分の一から十分		十分の五・五	国の負担割合	

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

(派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例) 特例) 特例) 特例) 特例) 特例) 特例) 特例) 第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援 第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援 第二年度等における子ども手当の支 給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支 給に関する法律により適用される旧児童手当 法の特例) が 則 で (平成二十二年度等における子ども手当の支 給に関する法律により適用される旧児童手当 法の特例) する。この場合において、同条の見出し中「 子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給がされ る派遣職員に関しては、第八条の規定を準用 する。この場合において、同条の見出し中「 子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当 る法律が適用される場合における旧児童手当 る法律が適用される場合におけるのは「平成二十二年度等における子ども・子育て支援法(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合におけるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当 る法律が適用される場合における旧児童手当 る法律が適用される場合における旧児童手当 を法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当 を決定しては、第八条の規定を準用 する。この場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当	修正後支援法に伴う改正
(派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例) 第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法の 第一項第三号に規定する団体とみなす。 第一項第三号に規定する団体とみなす。 第一項第三号に規定する団体とみなす。 第一項第三号に規定する団体とみなす。 第一項第三号に規定する団体とみなす。 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により予じも手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給がされる法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支給がされる。	改正案
(派遣職員に関する児童手当法の特例) 第八条 派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。 附則 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される旧児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年	現

読み替えるものとする。 一時における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当次の 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給 三十二年度等における子ども手当の支給

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

第四条 とあるのは「平成二十三年度における子ども 平成二十三年度における子ども手当の支給等 し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「 がされる派遣職員に関しては、 支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法 手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十 て支援法 (平成二十四年法律第六十五号)」 る旧児童手当法」 に関する特別措置法が適用される場合におけ を準用する。 律第百七号) の規定により子ども手当の支給 平成二十三年度における子ども手当の この場合において、 ڔ 同条中「子ども・子育 第八条の規定 同条の見出

部を改正する法律(平成二十四年法律第第二十条第一項の規定による児童手当法の一に関する法律(平成二十二年法律第十九号)平成二十二年度等における子ども手当の支給

み替えるものとする。 、とあるのは「第二十条第一項第三号」と読第七十三号)」と、「第七十条第一項第三号よる改正前の児童手当法(昭和四十六年法律よる改正前の児童手当法(昭和四十六年法律よりなおその効

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

第四条 平成二十三年度における子ども手当の がされる派遣職員に関しては、第八条の規定 手当の支給等に関する特別措置法(平成二十 る旧児童手当法」 平成二十三年度における子ども手当の支給等 し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「 律第百七号)の規定により子ども手当の支給 とあるのは「平成二十三年度における子ども て支援法 (平成二十四年法律第 に関する特別措置法が適用される場合におけ を準用する。 支給等に関する特別措置法 (平成二十三年法 この場合において、 Ļ 同条中「子ども・子育 同条の見出

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

第四条 第一項、 置法 (平成二十三年法律第百七号) 第二十条 がされる派遣職員に関する第八条の規定の適 律第百七号) の規定により子ども手当の支給 も手当の支給等に関する特別措置法が適用さ 用については、 における子ども手当の支給等に関する特別措 れる場合における旧児童手当法」と、 支給等に関する特別措置法(平成二十三年法 「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度 とあるのは「平成二十三年度における子ど 平成二十三年度における子ども手当の 第三項又は第五項の規定による児童 同条の見出し中「児童手当法 同条中

三年法律第百七号)第二十条第一項第三号」と読み 文正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を 改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一項第三号」 とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み 替えるものとする。

条の規定による改正前の児童手当法」とするなおその効力を有するものとされた同法第一法律第 号)附則第十二条の規定により手当法の一部を改正する法律(平成二十四年

三年法律第百七号)第二十条第一項、

第三項

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴う経過措置

$\overline{}$
下線部分け
緑部分は政府案によ
部分は政府案による改正部分、
部分、波線部分は修正後整備法に.
整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部	(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部
改正に伴う経過措置)	改正に伴う経過措置)
第四十七条 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方	第五十一条が前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方
公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関す	公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関す
る第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手	る第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手
当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定	当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定
による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す	による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す
る法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	る法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

$\overline{}$
(下線部分は政府案による改正部分、
部分
は政
府案
によ
る改
正部
分
波線
波線部分
波線部分は修成
波線部分は修正後数
波線部分は修正後整備は
波線部分は修正後整備法によ
波線部分は修正後整備法による
波線部分は修正後整備法による
波線部分は修正後整備法による影響部分)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援第十三条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設の規定により調整若しくはあっせん若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第一項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第一項文は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十三条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十三条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十三条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を関する規定を関する場合に該当する規定を関する場合に対する表別では、アル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	修正後支援法に伴う改正
(児童虐待を受けた児童等に対する支援)第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援活に、平成二十四年法律第 号)第二十七法(平成二十四年法律第 号)第二十七法(平成二十四年法律第 号)第二十七法(平成二十四年法律第 号)第二十七法(平成二十四年法律第 号)第二十七法(平成二十四年法律第 号)第二十七法(次項において「指定しば更に表定する指定しば第五十五条第一項の規定により制定により調整若しくは要請を行う場合には別量福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により調整若しくは要請を行う場合には別量により当該指定により出来が表示。	改正案
(児童虐待を受けた児童等に対する支援) 第十三条の二 市町村は、児童虐待の防止に寄与を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。	現

3 (略)	4 (略)	4 (略)
2 (略)	(略)	(略)
	福祉に配慮をしなければならない。	要する家庭の福祉に配慮をしなければならな
	に寄与するため、特別の支援を要する家庭の	童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を
	する児童を選考するときは、児童虐待の防止	育事業を利用する児童を選考するときは、児
	保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用	該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保
	この項において同じ。) 又は当該指定地域型	に限る。以下この項において同じ。) 又は当

(最終形)独法通則法改正後による条文国会提出中の	認定こども園法改正法による改正	改 正 案	現
(センターの目的)	(センターの目的)	(センターの目的)	(センターの目的)
第三条 行政法人日本スポーツ振興	第三条独立行政法人日本スポーツ	第三条 独立行政法人日本スポー	第三条 独立行政法人日本スポー
センター (以下「センター」とい	振興センター(以下「センター」	ツ振興センター(以下「センタ	ツ振興センター(以下「センタ
う。)は、スポーツの振興及び児	という。)は、スポーツの振興及	l」という。) は、スポーツの	ー」という。) は、スポーツの
童、生徒、学生又は幼児 (以下「	び児童、生徒、学生又は幼児(以	振興及び児童、生徒、学生又は	振興及び児童、生徒、学生又は
児童生徒等」という。)の健康の	下「児童生徒等」という。)の健	幼児 (以下「児童生徒等」とい	幼児 (以下「児童生徒等」とい
保持増進を図るため、その設置す	康の保持増進を図るため、その設	う。)の健康の保持増進を図る	う。)の健康の保持増進を図る
るスポーツ施設の適切かつ効率的	置するスポーツ施設の適切かつ効	ため、その設置するスポーツ施	ため、その設置するスポーツ施
な運営、スポーツの振興のために	率的な運営、スポーツの振興のた	設の適切かつ効率的な運営、ス	設の適切かつ効率的な運営、ス
必要な援助、小学校、中学校、高	めに必要な援助、小学校、中学校	ポーツの振興のために必要な援	ポーツの振興のために必要な援
等学校、中等教育学校、高等専門	、高等学校、中等教育学校、高等	助、小学校、中学校	助、小学校、中学校
学校、特別支援学校、幼稚園又は	専門学校、特別支援学校、幼稚園	、高等学校、中等教育学校、高	、高等学校、中等教育学校、高
幼保連携型認定こども園(第十五	又は幼保連携型認定こども園 (第	等専門学校、特別支援学校、幼	等専門学校、特別支援学校又は
条第一項第七号を除き、以下「学	十五条第一項第七号を除き、以下	稚園又は総合こども園(第十五	幼稚園(第十五条第一項第七号
校」と総称する。)の管理下にお	「学校」と総称する。)の管理下	条第一項第七号を除き、以下「	を除き、以下「学校」と総称す
ける児童生徒等の災害に関する必	における児童生徒等の災害に関す	学校」と総称する。)の管理下	る。)の管理下における児童生
要な給付その他スポーツ及び児童	る必要な給付その他スポーツ及び	における児童生徒等の災害に関	徒等の災害に関する必要な給付
生徒等の健康の保持増進に関する	児童生徒等の健康の保持増進に関	する必要な給付その他スポーツ	その他スポーツ及び児童生徒等
調査研究並びに資料の収集及び提	する調査研究並びに資料の収集及	及び児童生徒等の健康の保持増	の健康の保持増進に関する調査
供等を行い、もって国民の心身の	び提供等を行い、もって国民の心	進に関する調査研究並びに資料	研究並びに資料の収集及び提供

	(業務の範囲) 第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を指型認定こども園」という。) その他の学校全管理をいう。) その他の学校全管理をいう。) その他の学校全管理をいう。) その他の学校における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保における児童生徒等の健康の保	とする。
八·九 (略)	(業務の範囲) (、実行等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する学校でを全管理をいう。)をいう。以下この号において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条において「幼保連携型認定ごども園(第三十条)を対象を行う。)といるとは、第三条の範囲に対象を行うにといると言に対象を行うにより、といると言に対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うとは、第三条の単に対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うとは、第三条の範囲に対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うによりに対象を行うに対象を行うに対象を行うによりに対象を行うに対象を行うに対象を行うによりに対象を行うに対象を行えを行うに対象を行えるに対象を行うに対象を行うに対象を行えるに対象を行うに対象を行えを対象を行うに対象を行うに対象を行うに対象を行えるといえを行えをいるに対象を行えるといるを行えをいるといるに対象を行うに対象を行えるといえを対象を行うに対象を行えるといえをいえる	目的とする。
	(業務の範囲) 第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 「一~六 (略) 七 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法で、一一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一一、一	与することを目的とする。 て国民の心身の健全な発達に寄の収集及び提供等を行い、もっ
	(業務の範囲) 第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一~六 (略) 七 スポーツ及び学校安全(学セ スポーツ及び学校安全(学する学校をいう。以下この号における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。	ことを目的とする。健全な発達に寄与する等を行い、もって国民の心身の

-(略)

2

(略)

2

(略)

ある場合の事務処理) (学校の設置者が地方公共団体で

第三十条 この法律に基づき学校の 設置者が処理すべき事務は、学校 の設置者が処理すべき事務は、学校 の教育委員会 (幼保連携型認定ご ども園にあっては、当該地方公共団体 の教育委員会 (幼保連携型認定ご ども園にあっては、当該地方公共団体

附則

(保育所等の災害共済給付)

ある場合の事務処理) (学校の設置者が地方公共団体で

附 則

(保育所等の災害共済給付)

十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育等の総合的な提供の推進に関い就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関いる法律第二条第六項に規定する施設部定こども園であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する施設の方ち同法第三十九条第一項に規定する施設の方を同法第三十九条第一項に規定する機能を表表している。

第三十条 この法律に基づき学校である場合の事務処理) (学校の設置者が地方公共団体

大団体の長)が処理するものと 学校の設置者が処理すべき事務は、 学校の設置者が処理すべき事務は、 が共団体の教育委員会 (総合こ 公共団体の教育委員会 (総合こ 公共団体の長) が処理するものと

附 則

第八条 センターは、 つき、当該児童の保護者に対し 第四条に規定する児童の災害に 保育施設の管理下における同法 法第七条第四項に規定する届出 び子ども・子育て支援法 に規定する保育所をいう。 に規定する業務のほか、 第十五条及び附則第六条第一項 十七条第一項の指定を受けた同 一十四年法律第 (保育所等の災害共済給付) (児童福祉法第三十九条第 当分の間 号) 第 保育所 (平成) 及 項

団体 (学校の設置者)

2

(略)

(学校の設置者が地方公共団体(学校の設置者が処理すべき事務は、の設置者が処理すべき事務は、の設置者が処理すべき事務は、から場合においては、当該地方ある場合においては、当該地方の共団体の教育委員会が処理するものとする。

附則

(保育所の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所に規定するにおける同法第三十九条に規定するにおける同法第四条に規定する保護者に対し、災害共済給付を保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

八条第一項」とする。とあるのは「第十五条及び附則第、第四十条第二号中「第十五条」	第八条第一項に規定する児童」と「児童生徒等」とあるのは「附則	する保育所等」と、同条第二項中るのは「附則第八条第一項に規定	第三十一条第一項中「学校」とあ	第二計の見官の適用この1では、第一項及び第二項並びに第四十条	務を行う場合における第三十一条	3 センターが第一項に規定する業	2 (略)		済給付を行うことができる。	当該児童の保護者に対し、災害共	条に規定する児童の災害につき、	う。) の管理下における同法第四
八条第一項」とする。とあるのは「第十五条及び附則第、第四十条第二号中「第十五条」	第八条第一項に規定する児童」と「児童生徒等」とあるのは「附則	する保育所等」と、同条第二項中るのは「附則第八条第一項に規定	第三十一条第一項中「学校」とあ	第二号の見官の適用こうしては、第一項及び第二項並びに第四十条	務を行う場合における第三十一条	3 センターが第一項に規定する業	2 (略)		済給付を行うことができる。	当該児童の保護者に対し、災害共	条に規定する児童の災害につき、	う。)の管理下における同法第四
一項」とする。	第二号中「第十五条」とあるのに規定する児童」と、第四十条	とあるのは「附則第八条第一項、同条第二項中「児童生徒等」	項に規定する届出保育施設」と第一項に規定する届出保育施設」と	育 - 頁 二見官する 呆育 斤及 が 司学校」とあるのは 「 附則第八条	いては、第三十一条第一項中「	第:	一条第一項及び第二項並びに第業務を行う場合における第三十	3 センターが第一項に規定する		2 (略)	きる。	、災害共済給付を行うことがで
	一項」とする。は「第十五条及び附則第八条第	第二号中「第十五条」とあるのに規定する児童」と、第四十条	とあるのは「附則第八条第一項に多第二項中、児童当行等」	、司系第二頁中「見置と走手」学校」とあるのは「保育所」と	いては、第三十一条第一項中「	四十条第二号の規定の適用につ	一条第一項及び第二項並びに第業務を行う場合における第三十	3 センターが第一項に規定する		2 (略)		

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号)

地方教 第二 都道府 都道府県知事(学校設	教育職 第二 、当該 当該指定都市等の長、 日本法 (昭 三項 市等の 革特別区域法 (平成十	(学校教育法の特例) 11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲しる法律の適用については、同表の第一欄に掲している。	
地方教 第二 都道府 都道府県知事(学校設	教育職 第二 、 当該 当該指定都市等の長、	それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。 (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例) (学校教育法の特例)	
地方教 第二 都道府 都道府県知事(学校設	教育職 第二 都道府 、都道府県知事(学校 別区域法(平成十四年 一	2~10 (略) 第十二条 (略) 第十二条 (略) 第十二条 (略) 現 (学校教育法の特例)	

4 2 第 (学校 教)		—————————————————————————————————————	六士	律第百	一 利年 三法 十	口 律 (昭	す る 法	営に関	及び運六	の組織条	育行政 十
学校設置非営利法	会 県 都 委 道 員 府										十七 県知
学校設置非営利法人に関する次の表の第一3(略)「三条(略)学校教育法の特例)	府 都道府県委員会 (学校 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 による認定を受けた地	体の長)	第一項の規定による認	つては、同法第十二条	学校に関する事務にあ	ジャン の発言 なな 回以下この条において同	学校設置会社をいう。	二条第二項に規定する	律第百八十九号)第十	区域法(平成十四年法	県知事 置会社 (構造改革特別
4 2 · 3 (学校教会			六士	律第百	一 斥 三法 十	□ 律 - 昭	す る 法	営に関	及び運六	の組織条の	育行政 十七
学校設置非営利法三条 (略)(学校教育法の特例)	会 県 都 委 道 員 府										県知事
学校設置非営利法人に関する次の表の第一3(略)「三条(略)「三条(略)	都道府県委員会 (学校 記置会社の設置する私 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の教育委員 会)	体の長)	第一項の規定による認	つては、同法第十二条	学校に関する事務にあり、の記置する私立	ジャンの 発言 なな 回以下この条において同	学校設置会社をいう。	二条第一項に規定する	律第百八十九号)第十	区域法(平成十四年法	置会社(構造改革特別
4 2 第 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			六十	律第百	一 千三 法 十	口 律 - (昭	す る 法	営に関	及び運	の組織	育行政
- 校設置t- - (略) - (略) - (略)					<i>/</i> Δ	H <u>D</u>	14	大」		条の	十七
学校設置非営利法三条 (略)(学校教育法の特例)	会 県 都 委 道 員 府										県知事
学校設置非営利法人に関する次の表の第一3(略)「三条(略)「三条(略)	都道府県委員会 (学校 設置会社の設置する私 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の教育委員 会)	体の長) 定を受けた地方公共団	第一項の規定による認	つては、同法第十二条	学校に関する事務にあり、	ジャン の発において同	学校設置会社をいう。	二条第二項に規定する	律第百八十九号)第十	区域法 (平成十四年法	県知事 置会社 (構造改革特別

律 す 営 る に 法 関	及の育地 で組織 強み	法 員 教 免 育 許 職
	六 条 十 第 の 七 二	三 条 第 項 第 二
	県 都 知道 事府	長 市 指 、 等 定 当 の 都 該
条において同じ。)の法人をいう。以下この定する学校設置非営利定する学校設置非営利	四年法律第百八十九号置非営利法人 (構造改置非営利法人 (構造改都道府県知事 (学校設	学校設置非営利法人(学校設置非営利法人(中成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人(下同じ。)の設置する不は同条第一項の規定を受けた地による認定を受けた地による認定を受けた地方公共団体の長)
律 す 営 る に 法 関	及の育地 で組み 運織 数	法 員 教 免 育 許 職
, , , , , , ,	六条十第の七二	三 条 第
	県 都 知 道 事 府	長 市 指 定 当 の 都 該
条において同じ。)の法人をいう。以下この定する学校設置非営利定する学校設置非営利	//	方公共団体の長) 方公共団体の長) 方公共団体の長) 方公共団体の長) 方公共団体の長) 方公共団体の長)
律 す 営 る に 法 関	及の育地 び組行方 運織政教	
	県 都 知 道 事 府	県 和 道 事 府
条において同じ。)の法人をいう。以下この定する学校設置非営利	二	番道府県知事(学校設置非営利法人(構造改)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人(構造改法人をいう。以下同じ法人をいう。以下同じ法人をいう。以下同じる認定を受けた地方公司。) の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公司。) の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公司。

する。句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字欄に掲げる字欄に掲げる法律の適用については、同表の第

欄に掲げる法律の適用については、

同表の第

二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と

欄に掲げる法律の適用については、

同表の第

句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字

	5 (略)		5 (略)		5 (略)
育 表 写		育委員会)		育委員会)	
けた地方公共団体の教		けた地方公共団体の教		けた地方公共団体の教	
の規定による認定を受		の規定による認定を受		の規定による認定を受	
事務にあつては、同項		事務にあつては、同項		事務にあつては、同項	
会する私立学校に関する		する私立学校に関する	会	会する私立学校に関する	
県委員設置非営利法人の設置		見 設置非営利法人の設置	県委員	県委員 設置非営利法人の設置	
都道府 都道府県委員会 (学校		都道府県委員会 (学校	都道府	都道府 都道府県委員会 (学校	
た地方公共団体の長)		た地方公共団体の長)		た地方公共団体の長)	
規定による認定を受け		規定による認定を受け		規定による認定を受け	
同法第十三条第一項の		同法第十三条第一項の		同法第十三条第一項の	
する事務にあつては、		する事務にあつては、		する事務にあつては、	
設置する私立学校に関		設置する私立学校に関		設置する私立学校に関	

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)

(子ども・子育て支援法の特例) (子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるの規定を準用する。この場合における子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」と	修正後支援法に伴う改正
(子ども・子育て支援法の特例) (子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第七・子育て支援法(平成二十四年法律第学院設置者を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における日児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における日児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における日間である。	改正案
(児童手当法の特例) (児童手当法の特例) 第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。 「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条の見出し中「児童手の適用については、同条の見出し中「児童手の適用における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手当法」と、同条中「児童手」法」と、同条中「児童手」法」と、同条中「児童手」法」と、同条中「児童手」法」と、同条中「児童手」法の表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	現

第四号」と読み替えるものとする。第四号」と読み替えるものとする。第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」とあるのは「平成二十四年手当の支給に関する法律(平成二十四年年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりであるのは「平成二十三号)」と、「第六十九条十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条中国会員と読み替えるものとする。

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

7

ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六 場合における旧児童手当法」 当の支給等に関する特別措置法が適用される ける子ども手当の支給等に関する特別措置法 あるのは「平成二十三年度における子ども手 同条の見出し中「子ども・子育て支援法」と 七条の規定を準用する。 れる私立大学派遣検察官等に関しては、 百七号) の規定により子ども手当の支給がさ 等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 十五号) 」とあるのは「平成二十三年度にお 平成二十三年度における子ども手当の支給 この場合において、 Ļ 同条中「子 第 十 7

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

7

でも・子育て支援法(平成二十四年法律第等に関する特別措置法(平成二十三年法律第年の規定を準用する。この場合において、 一条の見出し中「子ども・子育て支援法」と 同条の見出し中「子ども・子育て支援法」と 同条の見出し中「子ども・子育て支援法」と 同条の見出し中「子ども・子育て支援法」と は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手 は、第十二年度における子ども手当の支給

ける子ども手当の支給等に関する特別措置法号)」とあるのは「平成二十三年度にお

手当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。
「当法」とする。

菫手当法の特例) 等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

号」と読み替えるものとする。 (平成二十三年法律第百七号) 第二十四年法律第四十二条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一年法律第七十三年法律第百七号)第二十条第一

第二十四号)附則第十二条の規定による児童手当 場二十四号)附則第十二条の規定によりなお 等二十四号)附則第十二条の規定によりなお 規定による改正前の児童手当法(昭和四十六 年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項 年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項 年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項 本の対力を有するものとされた同法第一条の が、第三項又は第五項の規定による児童手当 は、第三項又は第五項の規定による児童手当 で、第二十条第一項 をの対力を有するものとされた同法第一条の をの対力を有するものとされた同法第一条の をの対力を有するものとされた同法第一条の は、第二十条第一項 の対力を有するものとされた同法第一条第一項 をの対力を有するものとされた同法第一条第一項 をの対力を有するものとされた同法第一項 の対力を有するものとされた同法第一条第一項 の対力を有するものとされた同法第一項 の対力を有するものとされた同法第一条の の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するものとされた同法第一条の の対力を有するものとされた同法第一条の の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するものとするのがである。 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 の対力を有するのは「第二十条第一項 のは「第二十条第一項 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条第一列 のは「第二十条列 のは「

法」とする。
法」とする。
た同法第一条の規定による改正前の児童手当規定によりなおその効力を有するものとされ成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の成二十四年法律第二十四号)附則第十二条のによる児童手当法の一部を改正する法律(平

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の改正に伴う経過措置 (下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派	(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派
遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十二条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察 第	第五十六条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察
官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に	官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に
規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお	規定する私立大学派遣検察官等に関する第四十二条の規定によりなお
従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する	従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する
拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への	拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への
裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第	裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第一
十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号)

せて設置することができる。	保連携型認定こども園又は専修学校を附属さ高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼るところにより、幼稚園、小学校、中学校、第二十三条(国立大学に、文部科学省令で定め(大学附属の学校)	修正後整備法による改正
ることができる。	合こども園又は専修学校を附属させて設置す高等学校、中等教育学校、特別支援学校、総第二十三条(国立大学に、文部科学省令で定め、大学附属の学校)	改正案
	校を附属させて設置することができる。学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学ところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等第二十三条(国立大学に、文部科学省令で定める(大学附属の学校)	現

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

第七条 (略) 2 (略) 一・二 (略) (削る。) (削る。) (削る。) 三 (略) 3 (略) 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の市町大臣に協議するとともに、次条第一項の都道府県行動	修正後支援法に伴う改正
第七条 (略) 2 (略) (削る。) (下の。) (下の) (下の)	改正案
2 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四児童時の事業、同法第六条の三第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準が、終第一項の市町村行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。	現

5 ければならない。 (略

(市町村行動計 画

第八条 関し、 計画 その他の次世代育成支援対策の実施に関する に資する教育環境の整備、 ての支援、 策定することができる の確保、 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長 五年ごとに、 (以下「 五年を一期として、 市町村は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 市町村行動計画」という。 当該市町村の事務及び事業に 行動計画策定指針に即して 子どもを育成する 地域における子育) を

2 5 (略)

6 ţ るものとする。 基づく措置の実施の状況を公表するよう努め 市町村は、 おおむね一年に一回、 市町村行動計画を策定したとき 市町村行動計画に

7 は 置を講ずるよう努めなければならない。 きは、これを変更することその他の必要な措 動計画に検討を加え、 の実施の状況に関する評価を行い、 市町村は、 定期的に、 市町村行動計画を策定したとき 市町村行動計画に基づく措置 必要があると認めると 市町村行

7

ければならない。

5 (略

(市町村行動計

第八条 その他の次世代育成支援対策の実施に関する 関し、五年を一期として、 ての支援、 策定することができる。 計画 (以下「市町村行動計画」 の確保、 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 に資する教育環境の整備、 確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長 五年ごとに、 市町村は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 当該市町村の事務及び事業に 行動計画策定指針に即して 子どもを育成する 地域における子育 という。 を

2 5 (略)

6

Ŕ るものとする。 基づく措置の実施の状況を公表するよう努め 市町村は、 おおむね一年に一回、 市町村行動計画を策定したとき 市町村行動計画に

きは、 は 置を講ずるよう努めなければならない。 動計画に検討を加え、 の実施の状況に関する評価を行い、 市町村は、 定期的に、 これを変更することそ の他の必要な措 市町村行動計画を策定したとき 市町村行動計画に基づく措置 必要があると認めると 市町村行

5 (略)

(市町村行動計

第八条 関し、 その他の次世代育成支援対策の実施に関する の確保、 ての支援、 策定するものとする。 計画(以下「市町村行動計画」という。 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 に資する教育環境の整備、 確保及び増進、 五年ごとに、 五年を一期として、 市町村は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 子どもの心身の健やかな成長 当該市町村の事務及び事業に 行動計画策定指針に即して 子どもを育成する 地域における子育

2 5 (略)

6 よう努めるものとする。 動計画に基づく措置の実施の状況を公表する 市町村は、 おおむねー 年に一 回

7 ιļ 認めるときは、 づく措置の実施の状況に関する評価を行い 必要な措置を講ずるよう努めなければならな 市町村行動計画に検討を加え、 市町村は、 定期的に、 これを変更することそ の他の 市町村行動計画に基 必要があると

都道府県行動計 画

第 その他の次世代育成支援対策の実施に関する 境の整備 業に関し、五年を一期として、 を策定することができる。 の確保、 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 に資する教育環境の整備、 確保及び増進、 子育ての支援、 ζ 画 五年ごとに、 、以下「都道府県行動計画」 都道府県は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 子どもの心身の健やかな成長 保護を要する子どもの養育環 当該都道府県の事務及び事 行動計画策定指針に即し 子どもを育成する 地域における という。

2 5 (略

- 6 う努めるものとする。 ときは、 計画に基づく措置の実施の状況を公表するよ 都道府県は、 おおむね一年に一回、 都道府県行動計画を策定した 都道府県行動
- く措置の実施の状況に関する評価を行い、 ときは、 必要な措置を講ずるよう努めなければならな 認めるときは、 道府県行動計画に検討を加え、 都道府県は、 定期的に、 これを変更することその他の 都道府県行動計画を策定した 都道府県行動計画に基づ 必要があると 都 7

認めるときは、これを変更することその他の

必要な措置を講ずるよう努めなければならな

8 (略

(都道府県行動計画)

第九条 その他の次世代育成支援対策の実施に関する 境の整備、 業に関し、五年を一期として、 Ź を策定することができる。 計画(以下「都道府県行動計画」という。 の確保、 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 に資する教育環境の整備、 確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長 子育ての支援、保護を要する子どもの養育環 五年ごとに、 都道府県は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 当該都道府県の事務及び事 行動計画策定指針に即し 子どもを育成する 地域における

2 5 (略)

6

道府県行動計画に検討を加え、 く措置の実施の状況に関する評価を行い、 ときは、 う努めるものとする。 ときは、 計画に基づく措置の実施の状況を公表するよ 都道府県は、 都道府県は、 定期的に、 おおむね一年に一回、 都道府県行動計画を策定した 都道府県行動計画を策定した 都道府県行動計画に基づ 必要があると 都道府県行動 都

(略)

8

都道府県行動計

第九条 計画(ζ その他の次世代育成支援対策の実施に関する の確保、 境の整備、 家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境 確保及び増進、 業に関し、五年を一期として、 を策定するものとする に資する教育環境の整備、 子育ての支援、 五年ごとに、 (以下「 都道府県は、 職業生活と家庭生活との両立の推進 母性並びに乳児及び幼児の健康の 都道府県行動計画」という。 子どもの心身の健やかな成長 保護を要する子どもの養育環 当該都道府県の事務及び事 行動計画策定指針に即. 子どもを育成する 地域における

2 5 (略)

- 6 するよう努めるものとする。 県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表 都道府県は、 おおむねー 年に一 回 都道 府
- 7 ならない。 に基づく措置の実施の状況に関する評価を行 の他の必要な措置を講ずるよう努めなければ あると認めるときは、 都道府県は、 都道府県行動計画に検討を加え、 定期的に、 これを変更することそ 都道府県行動 計画

Q Q

(略)

]
(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修	
波線部分は修正後整備法による影響部分)	

(子ども・子育て支援法の特例) 第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。 附 則 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法」とあるのは「本が適用される場合における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中」が対象に対象が、対象に関する法律が通用される場合において、同条の見出しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出しては、第九条の規定を対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、	修正後支援法に伴う改正
(子ども・子育て支援法の特例) (子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における子ども手当の支に関する法律が適用される場合における日児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中」で対象が適用される場合における日児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法」とあるのは「中」で対象が適用される場合における日児童手当の支給に関する法律が適用される場合における日児童手当法」とあるのは「中」で対象が、第一、日本の特別)」とあると、「中」では、第一、日本の特別)の規定は、第一、日本の特別)の規定は、第一、日本の特別)の規定は、第一、日本の特別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別では、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別では、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第一、日本の表別のは、第	改正案
(児童手当法の特例) 第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。 「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支治に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支治に関する法律が適用される角護士職務従事職員に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二	現行

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

7

号)」とあるのは「平成二十三年度における における旧児童手当法」 支給等に関する特別措置法が適用される場合 の見出し中「子ども・子育て支援法」とある の規定を準用する。 れる弁護士職務従事職員に関しては、 百七号) の規定により子ども手当の支給がさ 等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 子ども手当の支給等に関する特別措置法(平 のは「平成二十三年度における子ども手当の ・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五 平成二十三年度における子ども手当の支給 この場合において、 ڔ 同条中「子ども 第九条 同条 7

のは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項の規定による児童手当人のは「平成二十二年度等における子ども手当のは「平成二十二年度等における子ども手当のは「平成二十二年度等における子ども手当のは「平成二十二年度等における子ども手当のは「平成二十二年度等における子ども手当り、」と読み替えるものとする。

童手当法の特例)等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

子ども手当の支給等に関する特別措置法(平号)」とあるのは「平成二十三年度における

法」とする。

大二年法律第十九号)第二十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ
成二十四年法律第 号)附則第十一条の
成二十四年法律第 号)附則第十一条の

菫手当法の特例) 等に関する特別措置法により適用される旧児(平成二十三年度における子ども手当の支給

7 平成二十三年度における子ども手当の支給7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第一条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が事職員に関する第九条の規同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年度における子ども手当の支給

と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。
による改正前の児童手当法(昭和四十六年法院ま一項の別の児童手当法(昭和四十六年法による改正前の児童手当法(昭和四十六年法による改正前の児童手当法(平成二十四年法律第二四号」とあるのは「第二十条第一項、成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、

読み替えるものとする。 ・ はこれには、 ・ は、 、 、 は、 、

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の改正に伴う経過措置

$\overline{}$
、下線部分は政府案による改正部分、
分
、波線部分は修正後整備法による影響部分)
<u></u>

修正後の整備法	政府案
(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経	(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経
過措置)	過措置)
第五十六条が条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経	第六十条 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験
験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する	に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第
第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当	四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法
法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定に	第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定によ
よる改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の	る改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規
規定にかかわらず、なお従前の例による。	定にかかわらず、なお従前の例による。

発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号)

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

る。		法律第百六十四号)第二十四条第一頃の規定(法律第百六十四号第七条)市町村は、児童福祉法(昭和二十二年)第七条(市町村は、(保育)(保育)	修正後支援法に伴う改正
れるよう適切な配慮をするものとする。	が他の児童と共に生活することを通じて図らじるに当たっては、発達障害児の健全な発達による必要な保育を確保するための措置を講	法律第百六十四号)第二十四条第一頃の規定七条(市町村は、児童福祉法(昭和二十二年(保育)	改正案
	をするものとする。 活することを通じて図られるよう適切な配慮	発達障害児の建全な発達が他の児童と共に生第七条(市町村は、保育の実施に当たっては、(保育)	現

$\overline{}$
్డ
線部分
ガは
政
府
案!
不による
よる
改
芷
改正部分
文
波
波線部
総部へ
凝線部 分は
は修
岸
蕧
整
備
冶
1
S
影
響蛇
赀
<u> </u>

2~4 (略)第百十一条 (略)	2~4 (略) 第百十一条 (略)	2~4 (略)第百十一条 (略)
手当勘定及び業務勘定に区分する。 民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、児童第百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国(勘定区分)	。 七・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ど民年金勘定、年金特別会計は、基礎年金勘定、国第百十条(年金特別会計は、基礎年金勘定、国(勘定区分)	。 も・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する 民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ど 民年金勘定、厚生年金勘定、建康勘定、子ど (勘定区分)
	2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣の心のもののうちに係るものにあっては内閣総理大臣が行うものとする。	2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定は厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育で支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生の他のものにあっては原生労働大臣が行うものとする。
法令で定めるところに従い、管理する。第百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、(管理)	、管理する。厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い第百九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び(管理)	、管理する。 厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い第百九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び(管理)
	確にすることを目的とする。も・子育て支援事業に関する政府の経理を明	確にすることを目的とする。 も・子育て支援事業に関する政府の経理を明

5 6 歳出は、 おりとする。 朩 П 業務勘定における歳入及び歳出は、 ロ ~ へ 子ども・子育て支援勘定における歳入及び 歳出 (削除) 歳入 う業務の業務取扱費並びに子ども・子育 歳出 項各号に掲げる者からの拠出金 に健康保険及び船員保険に関し政府が行 子育て支援交付金」という。 項の規定による交付金(以下「子ども 子ども・子育て支援勘定からの繰入金 子ども・子育て支援法第六十八条第一 業務勘定への繰入金 児童手当の業務取扱費 附属諸費 児童手当交付金 子ども・子育て支援法第六十九条第 国民年金事業、 次のとおりとする。 (略) (略) (略) (略) 厚生年金保険事業並び 次のと 5 6 歳出は、 おりとする。 朩 業務勘定における歳入及び歳出は、 朩 ---1 子ども・子育て支援勘定における歳入及び ^ · h イ〜ニ (削除) 歳出 歳入 う業務の業務取扱費並びに子ども・子育 歳出 に健康保険及び船員保険に関し政府が行 子育て支援交付金」という。 項の規定による交付金 (以下「子ども 各号に掲げる者からの拠出金 業務勘定への繰入金 子ども・子育て支援勘定からの繰入金 児童手当の業務取扱費 附属諸費 子ども・子育て支援法第六十九条第二 児童手当交付金 子ども・子育て支援法第七十条第 国民年金事業、 次のとおりとする。 (略) (略) (略) (略) 厚生年金保険事業並び 次のと 項 5 6 のとおりとする。 おりとする。 口 八 了 ~ 児童手当勘定における歳入及び歳出は、 朩 業務勘定における歳入及び歳出は、 1 朩 イ~ 二 歳入 歳出 う業務の業務取扱費並びに児童手当法第 歳出 歳入 に健康保険及び船員保険に関し政府が行 第四号までに掲げる者からの拠出金 児童手当勘定からの繰入金 児童手当交付金 国民年金事業、 附属諸費 児童育成事業費 児童手当の業務取扱費 児童手当法第二十条第 業務勘定への繰入金 (略) (略) (略) (略) 厚生年金保険事業並び 項第 一号から

次

次のと

主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費で支援法第六十九条第一項第一号の事業

ロ~へ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類

第百十二条 第三条第二項第一号から第五号ま 年 第百十二条 第三条第二項第一号から第五号ま 年 第百十二条 第三条第二項第一号から第五号ま 年 を除く。)を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

(略)

3 2

条第二項の規定により国庫が負担するものと別の重手当に関する事務の執行に要する費用で見た。といる。というの繰入対象経費は、児童手当法第六十八条がらの繰入対象経費は、児童手当法第六十八条が負担するもの並びに子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十五条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条が負担するもの並びに子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条が負担するものと

からの拠出金の徴収に係る業務取扱費て支援法第七十条第一項第一号の事業主

口~へ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

を除く。)を添付しなければならない。 でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい でに掲げる書類のほか、年金特別会計におい を除く。)を添付しなければならない。 を除く。)を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条

(略)

3

2

(略)

金の徴収に係る業務取扱費二十条第一項第一号の事業主からの拠出

ロ~へ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

(略)

2

3 児童手当勘定における一般会計からの繰入3 児童手当勘定における一般会計からの繰入

2 第百十八条 9 第百十四条 2 7 4 す る。 ころにより、 じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当 とする。 の他政令で定める場合には、政令で定めると 年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合そ 積み立てるものとする。 に充てるために必要な金額を、 交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源 子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるも ために必要な額に相当する金額は、子ども・ 取扱費又は日本年金機構への交付金に充てる のとする。 (子ども・ (他の勘定への繰入れ) 毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生 号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務 子ども・子育て支援勘定において、 子ども・子育て支援法第六十九条第 (略) (略) (略) 子ども・子育て支援勘定において 子育て支援勘定の積立金) (略) 前項の積立金から補足するもの 積立金として 毎会計 一 項 第 2 第百十八条 9 第百十四条 8 2 7 4 とする。 じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当 する。 ころにより、 に充てるために必要な金額を、 扱費又は日本年金機構への交付金に充てるた 年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合そ 積み立てるものとする。 号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取 の他政令で定める場合には、政令で定めると 交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源 とする。 育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるもの めに必要な額に相当する金額は、 (子ども・ (他の勘定への繰入れ) 毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生 子ども・子育て支援勘定において、毎会計 子ども・子育て支援法第七十条第 (略) (略) (略) 子ども・子育て支援勘定において 子育て支援勘定の積立金) (略) 前項の積立金から補足するもの 積立金として 子ども・子 項第 2 第百十八条 9 第百十四条 8 2 5 7 4 金額を、 は 定める場合には、 政令で定めるところにより 児童育成事業費の財源に充てるために必要な 度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合に 勘定に繰り入れるものとする。 本年金機構への交付金に充てるために必要な 歳出の決算上不足を生じた場合そ の他政令で 額に相当する金額は、 からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日 (他の勘定への繰入れ) 〔児童手当勘定の積立金) 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入 児童手当法第1 前項の積立金から補足するものとする。 (略) (略) 当該剰余金のうち、児童手当交付金及び (略) 積立金として積み立てるものとする 児童手当勘定において、 (略) 一十条第 児童手当勘定から業務 一 項 第 一 一号の事業主 毎会計年

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入 除してなお残余があるときは、これを当該特 ところにより当該特別会計の積立金として積 項中「おいて、当該剰余金から次章に定める る第八条第一項の規定の適用については、 ころにより、 別会計」とあるのは、「は、 み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控 歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合におけ 又は健康勘定及び業務勘定」とする。 業務勘定において、毎会計年度の 国民年金勘定、 厚生年金勘定及 政令で定めると 同

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準

一・二 (略)

用する。

三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

子育て支援勘定の歳入に繰り入れることがで合には、予算で定める金額を限り、子ども・援交付金の財源に充てるために必要がある場援のでの財源に充てるために必要がある場が、明童手当交付金及び子ども・子育で支

(業務勘定における剰余金の処理)

きる。

(受入金等の過不足の調整)

第百一十条 (略)

用する。 2 前項の規定は、次に掲げる場合について準

一:二 (略)

三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

に繰り入れることができる。
第一項の積立金は、政令で定めるところには、予財源に充てるために必要がある場合には、予財ので定めるところには、予に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 る第八条第一項の規定の適用については、 康勘定及び業務勘定」とする。 び児童手当勘定の積立金に組み入れ、 別会計」とあるのは、「は、 除してなお残余があるときは、これを当該特 み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控 ところにより当該特別会計の積立金として積 項中「おいて、当該剰余金から次章に定める 歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合におけ ころにより、 業務勘定において、毎会計年度の 国民年金勘定、 厚生年金勘定及 政令で定めると 又は健

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

前項の規定は、次に掲げる場合について準

2

·二 (略)

用する。

三 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に

金の額に対して超過し、又は不足する場合三項まで及び第五項の規定による国庫負担における児童手当法第十八条第一項から第で支援交付金の額を除く。)が、当該年度支援勘定に繰り入れた金額 (子ども・子育

(歳入歳出決定計算書の添付書類

(略)

罗六

(略)

を 大援勘定に係るものを除く。)を添付しなけ 支援勘定に係るものを除く。)を添付しなけ 貸借対照表及び損益計算書(子ども・子育て までに掲げる書類のほか、年金特別会計にお までに掲げる書類のほか、年金特別会計にお

(一時借入金の借換え等)

第百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわ第百二十三条 第十五条第四項の規定にかできる。

2・3 (略)

子育て支援勘定においては、当該各勘定の積4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・

金の額に対して超過し、又は不足する場合三項まで及び第五項の規定による国庫負担における児童手当法第十八条第一項から第で支援交付金の額を除く。)が、当該年度支援勘定に繰り入れた金額(子ども・子育

「歳入歳出決定計算書の添付書類)

までに掲げる書類のほか、年金特別会計にお 支援勘定に係るものを除く。)を添付しなけ 賞借対照表及び損益計算書(子ども・子育て がでに掲げる書類のほか、年金特別会計にお までに掲げる書類のほか、年金特別会計にお

(一時借入金の借換え等)

第百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわ第百二十三条 第十五条第四項の規定にかできることができない場合には、その償を償還することができない場合には、その償を償還することができない場合には、その償

2・3 (略)

子育て支援勘定においては、当該各勘定の積4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・

て超過し、又は不足する場合第五項の規定による国庫負担金の額に対し手当法第十八条第一項から第三項まで及び繰り入れた金額が、当該年度における児童

四~六 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

い。 (の) を添付しなければならないては、歳入歳出決定計算書 (児童手当勘定に) がでは、歳入歳出決定計算書に、当該年度のまでに掲げる書類のほか、年金特別会計におまる。 第五二十一条 第九条第二項第一号から第三号

(一時借入金の借換え等)

第百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわ第百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわ

2・3 (略)

| 勘定においては、当該各勘定の積立金に属す| 4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当

することができる。 立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用

附則

第三十一条の二 第三項、 び」とあるのは「児童手当 (子ども・子育て 関する政府の経理は、 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 備等に関する法律(平成二十四年法律第六十 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整 支援法及び就学前の子どもに関する教育、保 の適用については、 項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定 による改正前の児童手当法による児童手当に 例によることとされた同法第三十六条の規定 七条及び第三十八条の規定によりなお従前の 法律 (平成二十四年法律第六十七号) 第三十 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する な提供の推進に関する法律の一部を改正する 育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 行うものとする。 第百十一条第五項及び第六項、 第百十四条第八項、 子ども・子育て支援法及び就 この場合における第百八条 第百八条中「児童手当及 年金特別会計において 第百十八条第 第百十三条

> することができる。 立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用

附則

理)(年金特別会計における児童手当に関する経

第三十一条の 百八条、 れた子ども・子育て整備法第四十条の規定に 条の規定によりなお従前の例によることとさ 整備法」という。 四年法律第 う関係法律の整備等に関する法律 条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項 子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴 手当及び」とあるのは「 の規定の適用については、 手当に関する政府の経理は、 の規定による改正前の児童手当法による児童 合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等 おいて行うものとする。こ の場合における第 お従前の例によることとされた同法第四十条 に関する法律 十三条第三項、 第四十一条及び第四十二条の規定によりな 第百十 (平成二 第百十四条第八項、 子ども・子育て支援法及び総 一条第五項及び第六項、 묵 第四十一条及び第四十二 一十四年法律第 以下「子ども・子育て 児童手当 (子ども・ 第百八条中「児童 年金特別会計に (平成二十 第百十八 第百 号

> できる。 る現金をそれぞれ繰り替えて使用することが

附則

ども・子育て整備法第三十七条の規定により 児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法 規定する児童手当の支給に要する費用及び子 児童手当法第十八条第一項から第三項までに も・子育て整備法第三十七条の規定によりな あるのは 業費」と、 のは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事 第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とある 四号までに掲げる者からの拠出金」と、 正前児童手当法第二十条第 てなお従前の例によることとされた整備法改 **備法第三十八条の規定によりその徴収につい** 育て整備法第三十六条の規定による改正前の なお従前の例によることとされた子ども・子 お従前の例によることとされた整備法改正前 ととされた整備法改正前児童手当法第二十条 三十八条の規定によりなお従前の例によるこ とあるのは「執行に要する費用並びに子ど とあるのは「 という。)による児童手当を含む。 項 第 第三十七条及び第三十八条の規定により 第百十三条第三項中「 第百十一条第五項第 以下「子ども・子育て整備法」という 一号の事業主からの拠出金の徴収」 徴収及び子ども・子育て整備法第 同条第六項第二号イ中「徴収」と 拠出金及び子ども・子育て整 執行に要する費用 一号イ中「 項第一号から第 拠出金) 及び 同項

る費用」 規定する児童手当に関する事務の執行に要す 整備法改正前児童手当法第十八条第一 規定によりなお従前の例によることとされた び児童育成事業費」 第 イ中 含む。 る費用及び子ども・子育て整備法第四十一条 第三項までに規定する児童手当の支給に要す 当法第二十条第 扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及 金 前児童手当法」という。 た整備法改正前児童手当法第十八条第五項に の規定によりなお従前の例によることとされ 用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の に要する費用」とあるのは 出金の徴収」と、 の例によることとされた整備法改正前児童手 育て整備法第四十二条の規定によりなお従前 中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子 れた整備法改正前児童手当法第二十条第 の徴収についてなお従前の例によることとさ も・子育て整備法第四十二条の規定によりそ よる改正前の児童手当法 بح 号から第四号までに掲げる者からの拠出 拠出金」とあるのは「)及び」と、 بح 同項第二号ホ中「児童手当の業務取 第百十四条第八項中「徴収」と 一項第一号の事業主からの拠 第百十三条第三項中 بح 第百十一条第五項第一号 同条第六項第二号イ (以下「整備法改正 による児童手当を 執行に要する費 拠出金及び子ど 項から 執行 項

備法改正前児童手当法第二十条第 収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規 は「第五項並びに子ども・子育て整備法第三 育て支援交付金及び児童育成事業費」 支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子 条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て の事業主からの拠出金の徴収」と、 定によりなお従前の例によることとされた整 第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴 手当に関する事務の執行に要する費用」と、 前児童手当法第十八条第五項に規定する児童 なお従前の例によることとされた整備法改正 とされた整備法改正前児童手当法第十八条第 百二十条第二項第三号中「第五項」とあるの 十七条の規定によりなお従前の例によること 項から第三項まで及び第五項」とする。 | 項第||号 第百十八 ڔ 第

(年金特別会計における子ども手当に関する)

第三十一条の三 第百十四条第八項、 ども手当の支給に関する法律(平成二十二年 とする。 府の経理は、 法律第十九号) 条第五項及び第六項 この場合における第百八条、 年金特別会計において行うもの による子ども手当に関する政 平成 第百十八条第一項及び第 \pm 第百十三条第三項 一年度等における子 第百十

> 四十 ども・子育て支援交付金」とあるのは「並び 業費」と、 第 あるのは 法第十八条第 例によることとされた整備法改正前児童手当 て整備法第四十 項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育 ととされた整備法改正前児童手当法第二十条 に子ども・子育て支援交付金及び児童育成事 とする。 項第 第百十八条第 一条の規定によりなお従前の例によるこ 「徴収及び子ども・子育て整備法第 号の事業主からの拠出金の徴収」 第百二十条第二項第三号中 項から第三項まで及び第五項 一条の規定によりなお従前の 一項及び第三項中「 及び子 第五

(年金特別会計における子ども手当に関する)

第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第法律第十九号)による子ども手当に関する政法律第十九号)による子ども手当に関する政法律第十九号)による子ども手当に関する政とする。この場合における第百八条、第百十二条の三 平成二十二年度等における子

(年金特別会計における子ども手当に関する

第三十一条の ども手当の支給に関する法律(平成二十二年 条 府の経理は、 法律第十九号) とする。 第百十三条第三項、 第百十一条第五項及び第六項 この場合における第百八条、 年金特別会計において行うもの による子ども手当に関する政 平成 \pm 第百十四条第八項、 一年度等における子 第百十二 第百十

当法 (以下「平成二十四年改正前児童手当法 ども手当の支給に関する法律(平成二十二年 る法律附則第十一条の規定によりなおその効 年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定 号水中 童手当交付金及び子ども手当交付金」と、 号までに掲げる者からの拠出金」 れた同法第一条の規定による改正前の児童手 の規定によりなおその効力を有するものとさ 平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条 用される児童手当法の一部を改正する法律(も手当支給法第二十条第一項の規定により適 とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ど 手当支給法」という。 法律第十九号。 支援事業並びに平成二十二年度等における子 支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て ついては、 三項並びに第百一十条第二項の規定の適用に により適用される児童手当法の に児童育成事業費」 一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児 「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並び という。 徴収」とあるのは「 第百十一条第五項第一号イ中「 児童手当の業務取扱費」 第百八条中「 第二十条第 以下「平成二十二年度子ども Ļ)による子ども手当」 徴収及び平成二十二 同条第六項第 地域子ども・子育て 項 第 とあるのは ڔ 部を改正す 号から第四 拠出金」 同項第 号イ 同

る法律附則第十一条の規定によりなおその効 童手当交付金及び子ども手当交付金」と、 に 年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定 号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは 当法 (以下「平成二十四年改正前児童手当法 平成二十四年法律第 ども手当の支給に関する法律(平成二十二年 三項並びに第百二十条第二項の規定の適用に に児童育成事業費」と、 号までに掲げる者からの拠出金」 れた同法第一 の規定によりなおその効力を有するものとさ 用される児童手当法の も手当支給法第二十条第 とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ど 手当支給法」という。 法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども 支援事業並びに平成二十二年度等における子 支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て ついては、 |号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児 より適用される児童手当法の 児童手当及び子ども手当の業務取扱費並び という。 徴収」とあるのは「 第百十一条第五項第一号イ中「 第百八条中「 一条の規定による改正前の児童手 第二十条第)による子ども手当」 徴収及び平成二十 同条第六項第二 部を改正する法律 地域子ども・子育て 一項第一 項の規定により適 号) 附則第十一条 一号から第四 ڔ 部を改正す 拠出金」 同項第 一号イ 同

ども手当」 法 当交付金及び子ども手当交付金」 らい 規定により適用される児童手当法の 中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手 び第四項の規定の適用については、 第百十八条 手当勘定」とあるのは「子どものための金銭 中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子 でに掲げる者からの拠出金」と、 するものとされた同法第一条の規定による改 附則第十一条の規定によりなおその効力を有 正する法律 九号 の支給に関する法律(平成二十二年法律第十 当及び平成二十二年度等における子ども手当 正前の児童手当法(以下「 十二年度子ども手当支給法第二十条第 のための金銭の給付勘定」と、 五項中「 のための金銭の給付勘定」 十条中「児童手当勘定」とあるのは「子ども 中「児童手当交付金」とあるのは 第百二十一条並びに第百二十三条第一 という。 拠出金」とあるのは「拠出金及び平成」 以下「平成二十 第二十条第一 児童手当勘定」とあるのは「 Ļ (平成二十四年法律第)による子ども手当」 第百十九条、 同条第六項第 項第一号から第四号ま 一年度子ども手当支給 بح 旧児童手当法」と 第百一十条第二 同項第一号イ 号水中 第百十一条第 同項第一号 ڔ 第百八条 「児童手 部を改 子ども 同号二 児 重 項及 項 項 項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並 第十一条の規定によりなおその効力を有する される児童手当法の一部を改正する法律附則 当法附則第七条第 児童手当法第二十条第一 も手当交付金並びに子ども・子育て支援交付 付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ど の徴収」と、 第二十条第一 ものとされた平成二十四年改正前児童手当法 手当支給法第二十条第 とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども する費用」 規定する子ども手当に関する事務の執行に要 分の支給に要する費用を含む。 より児童手当又は平成二十四年改正前児童手 当支給法第二十条第一項又は第二項の規定に 支給に要する費用(平成二十二年度子ども手 給法第十七条第一項に規定する子ども手当の する費用並びに平成二十二年度子ども手当支 らの拠出金の徴収」と、 力を有するものとされた平成二十四年改正前 金及び児童育成事業費」 十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に 児童手当交付金及び子ども・子育て支援交 執行に要する費用」 ڔ 第百十八条第一項及び第三項中 項第 第百十四条第八項中「 一項の給付とみなされる部 号の事業主からの拠出金 とあるのは「執行に要 بح 項の規定により適用 第百十三条第三項中 項第一号の事業主か 第百一)及び平成二 |十条第| 徴収

項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並 付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ど ものとされた平成二十四年改正前児童手当法 金及び児童育成事業費」と、 も手当交付金並びに子ども・子育て支援交付 第二十条第 第十一条の規定によりなおその効力を有する される児童手当法の一部を改正する法律附則 規定する子ども手当に関する事務の執行に要 当法附則第七条第 らの拠出金の徴収」と、 児童手当法第二十条第 の徴収」と、 手当支給法第二十条第 とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども する費用」 分の支給に要する費用を含む。 より児童手当又は平成二十四年改正前児童手 当支給法第二十条第 支給に要する費用(平成二十二年度子ども手 給法第十七条第一項に規定する子ども手当の する費用並びに平成二十二年度子ども手当支 力を有するものとされた平成二十四年改正前 十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に 児童手当交付金及び子ども・子育て支援交 執行に要する費用」とあるのは「 بح 第百十八条第一項及び第三項中 項 第 第百十四条第八項中「 一号の事業主からの拠出金 一項の給付とみなされる部 項又は第二項の規定に 項第一 項の規定により適用 第百十三条第三項中 第百二十条第二 一号の事業主か) 及び平成二 執行に要 徴収」

項中「 第一 効力を有するものとされた旧児童手当法第二 する法律附則第十一 十条第一 当支給法第二十条第一項の規定により適用さ 定により適用される児童手当法の一部を改正 務の執行に要する費用」と、 費用(平成二十二年度子ども手当支給法第二 二条中「 号の事業主からの拠出金の徴収」 れる児童手当法の あるのは「 の給付勘定」 七条第三項に規定する子ども手当に関する事 みなされる部分の支給に要する費用を含む。 又は旧児童手当法附則第七条第一 に平成二十二年度子ども手当支給法第十七条 る費用」とあるのは「執行に要する費用並び のための金銭の給付勘定」 三項中「児童手当勘定」とあるのは「子ども のための金銭の給付勘定」と、 のとされた旧児童手当法第二十条第一項第一 一年度子ども手当支給法第二十条第一 及び平成二十二年度子ども手当支給法第十 項に規定する子ども手当の支給に要する 条の規定によりなおその効力を有するも 徴収」 項又は第一 児童手当勘定」とあるのは「 徴収及び平成二十二年度子ども手 とあるのは「徴収及び平成二十 ڔ 同項第二号イ中「 部を改正する法律附則第 条の規定によりなおその 項の規定により児童手当 ڔ 第百十四条第八 第百十三条第 ڔ 項の給付と 執行に要す 徴収」 項の規 子ども 第百十 ح

条第一 ども手当支給法第二十条第一項の規定により びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七 条第二項」とする。 用する平成日 の効力を有するものとされた平成二十四年改 規定により適用される児童手当法の一部を改 当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二 するものとされた平成二十四年改正前児童手 附則第十一条の規定によりなおその効力を有 適用される児童手当法の 正前児童手当法附則第七条第五項において準 正する法律附則第十一条の規定によりなおそ 十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の 項及び第三項並びに平成二十二年度子 一十四年改正前児童手当法第十八 一部を改正する法律

条第一 ども手当支給法第二十条第一項の規定により びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七 適用される児童手当法の 条第二項」とする。 用する平成一 正前児童手当法附則第七条第五項において準 の効力を有するものとされた平成二十四年改 正する法律附則第十一条の規定によりなおそ 規定により適用される児童手当法の一部を改 当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二 するものとされた平成二十四年改正前児童手 附則第十一条の規定によりなおその効力を有 十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の 項及び第三項並びに平成二十二年度子 一十四年改正前児童手当法第十八 部を改正する法律

項中「 収 十条第 条第 どものための金銭の給付勘定」 条第一 のは どものための金銭の給付勘定」 第三項並びに平成 第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十 どものための金銭の給付勘定」と、 は「子どものための金銭の給付勘定」と、 項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもの 十条第二項の規定により適用される児童手当 並びに平成 れた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項 の規定によりなおそ の効力を有するものとさ 童手当法の 法第二十条第一項の規定により適用される児 百十九条中「 付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるの ための金銭の給付勘定」と、 の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子 ものための金銭の給付勘定」と、 一年度子ども手当支給法第十七条第一 「子どものための金銭の給付勘定」 Ł |項第三号中「児童手当勘定」とあるの |項中「児童手当勘定」とあるのは「子 及び」とあるのは「 及び子ども手当交付金並びに」 項 第 児童手当勘定」とあるのは「子ど \pm 部を改正する法律附則第十一条 児童手当勘定」とあるのは「 号の事業主からの拠出金の徴 |年度子ども手当支給法第| 一十二年度子ども手当支給 及び子ども手当交 「及び」とある بح بح 第百十八条 第 百 同条第三 同条第 一項及び ڔ ڔ 第

第三十一条の四 びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置 法第二十条第一項、 第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並 平成二十三年法律第百七号。 る子ども手当の支給等に関する特別措置法 (適用については、 及び第三項並びに第百一十条第二項の規定の 三項 第百十一条第五項及び第六項、 うものとする。 する政府の経理は、 も手当の支給等に関する特別措置法(平成二 三年度子ども手当支給特別措置法」という。 子育て支援事業並びに平成二十三年度におけ 子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・ 十三年法律第百七号) による子ども手当」 第百十四条第八項、 この場合における第百八条、 平成二十三年度における子ど 第百八条中「 年金特別会計において行 第三項及び第五項の規定 ڔ による子ども手当に関 第百十八条第一項 第百十一条第五項 以下「平成二十 地域子ども・ 第百十三条第

第三十一条の四 法第二十条第 びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置 る子ども手当の支給等に関する特別措置法(三項 うものとする。 三年度子ども手当支給特別措置法」という。 平成二十三年法律第百七号。 子育て支援事業並びに平成二十三年度におけ 子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・ 適用については、 及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の 第百十一条第五項及び第六項、 する政府の経理は、 も手当の支給等に関する特別措置法(平成二 十三年法律第百七号) による子ども手当に関 による子ども手当」 一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並 第百十四条第八項、 項 この場合における第百八条、 平成二十三年度における子ど 第百八条中「 年金特別会計において行 第三項及び第五項の規定 ڔ 第百十八条第一項 第百十一条第五項 以下「平成二十 地域子ども・ 第百十三条第

> 法の一 中「児童手当勘定」とあるのは「子どものた 児童手当法附則第七条第五項において準用す によりなおその効力を有するものとされた旧 る旧児童手当法第十八条第一 の金銭の給付勘定」とする。 条並びに第百二十三条第一 部を改正する法律附則第十一条の規定 頂 項及び第四項 Ļ 第百

め

第三十一条の三 定 児童手当及び平成二十三年度における子ども ども手当支給特別措置法」 第百十条、 うものとする。 する政府の経理は、 子ども手当」と、 三年法律第百七号。 手当の支給等に関する特別措置法(平成二十 百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる 八項 百十二条、 十三年法律第百七号) も手当の支給等に関する特別措置法 とあるのは「子どものための金銭の給付勘 項及び第四項の規定の適用については、 項 ۲ 第百十八条、 第百十一条第五項中「児童手当勘定 第百一十一条並びに第百一十三条第 第百十三条第三項、 第百十一条第五項及び第六項、 この場合における第百八条、 平成二十三年度における子ど 第百十条中「児童手当勘定 年金特別会計において行 以下「平成二十三年度子 第百十九条、 による子ども手当に関 という。 第百十四条第 第百一十条 (平成 による 第 第

費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特 二十条第一項、 第二号イ中「 扱費並びに児童育成事業費」と、 第十二条の規定によりなおその効力を有する 当の支給に要する費用 (平成二十三年度子ど 別措置法第十七条第一項に規定する子ども手 拠出金の徴収」 手当法第二十条第 有するものとされた平成二十四年改正前児童 律附則第十二条の規定によりなおその効力を り適用される児童手当法の 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第 あるのは のは「児童手当交付金及び子ども手当交付金 から第四号までに掲げる者からの拠出金」と 童手当法」という。) 第二十条第一項第一号 の児童手当法 (以下「平成二十四年改正前児 ものとされた同法第 る法律 により適用される児童手当法の一部を改正す も手当支給特別措置法第三 行に要する費用」とあるのは「執行に要する 六項まで の規定により児童手当又は平成二十 ۲ 同項第二号イ中「 同号ホ中「児童手当の業務取扱費」と (平成二十四年法律第二十四号) 児童手当及び子ども手当の業務取 徴収」とあるのは「徴収並びに ۲ 第三項及び第五項の規定によ 項第 児童手当交付金」とある 第百十三条第三項中「執 一条の規定による改正前 一号の事業主からの 一十条第 部を改正する法 同条第六項 項から第 附則

る法律 費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特 律附則第十二条の規定によりなおその効力を 第 当の支給に要する費用 (平成二十三年度子ど 別措置法第十七条第一 行に要する費用」とあるのは「執行に要する 拠出金の徴収」 二十条第一項、 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第 扱費並びに児童育成事業費」と、 により適用される児童手当法の 六項までの規定により児童手当又は平成二十 も手当支給特別措置法第三 手当法第二十条第 有するものとされた平成二十四年改正前児童 あるのは「児童手当及び子ども手当の業務取 のは「児童手当交付金及び子ども手当交付金 から第四号までに掲げる者からの拠出金」と 童手当法」という。) 第二十条第一項第一号 の児童手当法 (以下「平成二十四年改正前児 ものとされた同法第 第十二条の規定によりなおその効力を有する Ļ 、適用される児童手当法の 同項第二号イ中「児童手当交付金」とある 一号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに 同号亦中「児童手当の業務取扱費」と (平成二十四年法律第 بح 第三項及び第五項の規定によ 項第一 第百十三条第三項中「執 一条の規定による改正前 項に規定する子ども手 一号の事業主からの 一十条第 一部を改正する法 同条第六項 部を改正す 項から第 물 附則

「部を改正する法律(平成二十四年法律第一部を改正する法律(平成二十三年度子ども手当 技給特別措置法第二十条第一項、第三項及び 支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び しと、同項第一号イ中「拠出金」とあるの に、子どものための金銭の給付勘

当及び子ども手当」と、 め 事業主からの拠出金の徴収」と、 児童手当法の一部を改正する法律附則第十二 度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項 徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年 当法」という。 された旧児童手当法第二十条第一 条の規定によりなおそ の効力を有するものと めの金銭の給付勘定」 第四号までに掲げる者からの拠出金」 による改正前の児童手当法 (以下「旧児童手 効力を有するものとされた同法第一 項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは の金銭の給付勘定」 第三項及び第五項の規定により適用される 児童手当交付金及び子ども手当交付金」と 同号二中「 「児童手当勘定」とあるのは「子どものた 児童手当勘定」とあるのは「子どものた 물 附則第十二条の規定によりなおその 児童手当」 第二十条第一 بح ڔ とあるのは「児童手 同条第六項第一号ホ 第百十三条第三項 同項第一号イ中「 項第一 第百十一条 項第一号の 条の規定 ڔ 号から 同

び第三項中「 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主か ಭ 四年改正前児童手当法附則第七条第 童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平 を有するものとされた平成 法律附則第十二条の規定によりなおその効力 第二十条第 給特別措置法第十七条第一項及び第三項並び て支援交付金及び児童育成事業費」と、 金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育 育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付 らの拠出金の徴収」と、 力を有するものとされた平成二十四年改正前 る法律附則第十一条の規定によりなおその効 により適用される児童手当法の一部を改正す 法第二十条第一 及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置 当に関する事務の執行に要する費用」 別措置法第十七条第三項に規定する子ども手 付とみなされる部分の支給に要する費用を含 より適用される児童手当法の に平成二十三年度子ども手当支給特別措置法 二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは 百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収 第五項並びに平成二十三年度子ども手当支)及び平成二十三年度子ども手当支給特 項 児童手当交付金及び子ども・子 項 第三項及び第五項の規定に 第三項及び第五項の規定 第百十八条第 一十四年改正前児 部を改正する ڔ 項の給 第 百 項及 第

童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平 第二十条第 給特別措置法第十七条第一 び第三項中「 四年改正前児童手当法附則第七条第 法律附則第十二条の規定によりなおその効力 らの拠出金の徴収」と、 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主か ಭ を有するものとされた平成二十四年改正前児 より適用される児童手当法の に平成二十三年度子ども手当支給特別措置法 て支援交付金及び児童育成事業費」と、 金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育 育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付 力を有するものとされた平成二十四年改正前 る法律附則第十二条の規定によりなおその効 により適用される児童手当法の一部を改正す 法第二十条第 及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置 当に関する事務の執行に要する費用」 別措置法第十七条第三項に規定する子ども手 付とみなされる部分の支給に要する費用を含 「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支 百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収 一十条第二項第三号中「第五項」とあるのは 及び平成二十三年度子ども手当支給特 項 児童手当交付金及び子ども・子 項 第三項及び第五項の規定に 第三項及び第五項の規定 第百十八条第 項及び第三項並び 一部を改正する ب 項の給 項 及 第百 第

中 び」とあるのは「 費用」 用 拠出金の徴収」 戍 第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあ りなおその効力を有するものとされた旧児童 第五項の規定により適用される児童手当法の るのは「 する子ども手当に関する事務の執行に要する する費用を含む。 定により児童手当又は旧児童手当法附則第七 別措置法第二十条第 する費用(平成二十三年度子ども手当支給特 め 「子どものための金銭の給付勘定」 るのは「子どものための金銭の給付勘定」 のは「子どものための金銭の給付勘定」と、 手当法第二十条第 支給特別措置法第二十条第一項、 も手当支給特別措置法第十七条第三項に規定 条第一項の給付とみなされる部分の支給に要 七条第一 同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは 部を改正する法律附則第十二条の規定によ の金銭の給付勘定」 「児童手当勘定」とあるのは「子どものた |十三年度子ども手当支給特別措置法第十 とあるのは「執行に要する費用並びに平 Ļ 徴収及び平成二十三年度子ども手当 項に規定する子ども手当の支給に要 第百十四条第八項中「徴収」 Ļ 及び子ども手当交付金並)及び平成二十三年度子ど 項第一 ۲ 児童手当勘定」 項から第六項までの規 号の事業主からの 執行に要する費 第三項及び بح とある とあ 「 及 ع

は 二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」 当法附則第十二条の規定によりなおその効力を有 が則第十二条の規定によりなおその効力を有 が則第十二条の規定によりなおその効力を有 が則第十二条の規定によりなおその効力を有 が則第十二条の規定によりなおその効力を有 が別第二項、第四項及び第六項の規定により はまる。

とする。 により 大条第二項、第四項及び第六項の規定により 十条第二項、第四項及び第六項の規定により 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成 当法附則第七条第五項において準用する平成

ども手当交付金並びに」 に 当勘定」とあるのは「子どものための金銭の 当法第十八条第二項」と、 その効力を有するものとされた旧児童手当法 定 附則第七条第五項において準用する旧児童手 改正する法律附則第十二条の規定によりなお の規定により適用される児童手当法の一 別措置法第二十条第二 とされた旧児童手当法第十八条第一 る児童手当法の一部を改正する法律附則第十 年度子ども手当支給特別措置法第二十条第 第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三 るのは「子どものための金銭の給付勘定」と 定と、 るのは「 に第百 に平成二十三年度子ども手当支給特別措置法 一項並びに平成二十三年度子ども手当支給特 とあるのは「子どものための金銭の給付勘 とあるのは「子どものための金銭の給付勘 条の規定によりなおその効力を有するもの 第百 同条第三項中「及び」とあるのは「及び子 Ļ 第三項及び第五項の規定により適用され 一十三条第 一十条第二項第三号中「 同条第 第百十九条中「児童手当勘定」とあ 子どものための金銭の給付勘定」と 第五項」とあるのは「第五項並び |項中「児童手当勘定」とあ 項及び第四項中「 項 ڔ 第百一十一条並び 第四項及び第六項 「児童手当勘定 児童手当勘定 一項及び第 . 児童手

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)

票運動をすることができない。 票運動をすることができない。	あるために持に国民投票運動を効果的に行童、生徒及び学生に対する教育上の地位に社園の長及び教員をいう。)は、学校の児	七〉供〉子〉第	2 牧育者(学交牧育去(昭和二十二年去津第百三条 (略) 民投票運動の禁止) (公務員等及び教育者の地位利用による国	修正後整備法による改正
	ことができなハ。響力又は便益を利用して、国民投票運動をするために特に国民投票運動を効果的に行い得る影	まで、主体及び学生に対する教育上の地位にあるこども園の長及び教員をいう。)は、学校の児平成二十四年法律第 号)に規定する総合「規定する学校及び総合こども園法 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 牧育者(学交牧育去(昭和二十二年去聿第二第百三条)(略) 票運動の禁止) 「明正十二年去聿第二(公務員等及び教育者の地位利用による国民投	改 正 案
	投票運動をすることができない。	的トン+	2 改역者(学交改역法(诏印二十二年去聿第二第百三条 (略) 票運動の禁止) にいる (公務員等及び教育者の地位利用による国民投	現行

$\overline{}$
、下線部分は政府案による改正部分、
分、
波線部分は修正後整備法に
ځ
る影響部分)

しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働2 前項の制裁規程においては、機構の役職員第二十六条 (略) (制裁規程)	(服務の本旨)	修正後支援法に伴う改正
しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働2 前項の制裁規程においては、機構の役職員第二十六条 (略) (制裁規程)	(服務の本旨) 第二十三条 (略) 3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第七十号)若しくは船員保険法(平成二十四年法年第七十号)若しくは船員保険法(平成二十四年法年第七十号)若しくは船員保険法(平成二十四年法書その他の規則を遵守し、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。	改正案
らの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険、「児童手当法、健康保険法若しくは船員保険第二十六条(略)	(服務の本旨) 3 役職員は、第二十七条に規定する業務につる。 3 役職員は、第二十七条に規定する業務につる。 法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三十三号)、これらの法律に基づいてする厚生労働大臣はこれらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣はこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣はこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣はいる。 規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。	現

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

う。 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

に規定する事務を行うこと。に規定する権限に係る事務及び同条第八項一がとも・子育て支援法第七十一条第三項

二~五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 その他その業務を行う場所に立ち入り、 件を検査させることができる。 の状況若しくは帳簿、 報告をさせ、 ため必要があると認めるときは、 年金保険法、 その業務並びに資産及び債務の状況に関し 健康保険法又は船員保険法を施行する 厚生労働大臣は、 又はその職員に、 国民年金法、 書類その他の必要な物 子ども・子育て支 この法律、 機構の事務所 機構に対し 業務 厚生

> ならない。 処分その他の制裁を課する旨を定めなければ 役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の るにふさわしくない行為をしたときは、当該 その他の規則に違反し、又は機構の役職員た 大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

う。 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

2

に規定する事務を行うこと。に規定する権限に係る事務及び同条第八項子ども・子育て支援法第七十二条第三項

二~五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 援 法 件を検査させることができる。 その他その業務を行う場所に立ち入り、 の状況若しくは帳簿、 報告をさせ、 ため必要があると認めるときは、 年金保険法、国民年金法、 その業務並びに資産及び債務の状況に関し 健康保険法又は船員保険法を施行する 厚生労働大臣は、この法律、 又はその職員に、 書類その他の必要な物 子ども・子育て支 機構の事務所 機構に対し 業務 厚生

の制裁を課する旨を定めなければならない。し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他しくない行為をしたときは、当該役職員に対則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわ若しくは機構が定める業務方法書その他の規

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

う。

事務を行うこと。権限に係る事務及び同条第八項に規定する児童手当法第二十二条第三項に規定する

二~五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 年金保険法、 並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ 保険法又は船員保険法を施行するため必要が 業務を行う場所に立ち入り、 あると認めるときは、 せることができる くは帳簿、 又はその職員に、 厚生労働大臣は、 書類その他の必要な物件を検査さ 国民年金法、 機構の事務所その他その 機構に対し、その業務 児童手当法 業務の状況若し この法律 健康 厚生

2 • 3 (略

附 則

第十一 条において同じ。 四項において準用する場合を含む。 則第六条第一項、 手当又は同法附則第六条第一 ているものが、機構の成立の日において児童 の委任を受けた者から児童手当法(昭和四十 成立の日の前日において厚生労働大臣又はそ 六年法律第七十三号)第七条第一項 (同法附 の職員として採用された者であって、 童手当に関する経過措置 附則第八条第三項の規定により機構)の規定による認定を受け 第七条第五項又は第八条第 項 第七条第一 以下この 機構の

2 3 (略)

附 則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 は 当又は特例給付等の支給は、 成立の日の前日において厚生労働大臣又はそ 定があったものとみなす。 この場合において 成立の日において同法第七条第一項の規定に 当又は特例給付等の支給に関しては、 件に該当するときは、 条において同じ。 四項において準用する場合を含む。 よる市町村長(特別区の区長を含む。 において「特例給付等」という。 項若しくは第八条第一項の給付 (以下この条 手当又は同法附則第六条第一項、 ているものが、機構の成立の日において児童 則第六条第二項、 の委任を受けた者から児童手当法(昭和四十 の職員として採用された者であって、 六年法律第七十三号) 第七条第一項 (同法附)の規定にかかわらず、 その認定があったものとみなされた児童手 第八条第四項において準用する場合を含む (同法附則第六条第二項、 附則第八条第三項の規定により機構 第七条第五項又は第八条第)の規定による認定を受け その者に対する児童手 機構の成立の日の 第七条第五項又 同法第八条第1)の支給要 第七条第一 以下この 機構の) の認 機構の

件に該当するときは、

その者に対する児童手

において「特例給付等」という。

)の支給要

項若しくは第八条第一項の給付(以下この条

当又は特例給付等の支給は、

定があったものとみなす。この場合において

その認定があったものとみなされた児童手

よる市町村長(特別区の区長を含む。

) の 認

成立の日において同法第七条第一項の規定に

当又は特例給付等の支給に関しては、

機構の

項(同法附則第六条第二項、

第七条第五項又 同法第八条第二

は第八条第四項において準用する場合を含む

の規定にかかわらず、

機構の成立の日の

2 . (略)

附 則

児童手当に関する経過措置

第十一 ಭ Ιţ 成立の日の前日の属する月の翌月から始める 場合を含む。 項の規定による市町村長(特別区の区長を含 する児童手当又は特例給付等の支給に関して 以下この条において「特例給付等」という。 第七条第一項若しくは第八条第一項の給付 は第八条第四項において準用する場合を含む 項(同法附則第六条第二項、 の委任を受けた者から児童手当法第七条第 成立の日の前日において厚生労働大臣又はそ 第八条第二項 (同法附則第六条第二項、 れた児童手当又は特例給付等の支給は、 合において、そ の認定があっ たものとみなさ 認定を受けているものが、 条第五項又は第八条第四項において準用する おいて児童手当又は同法附則第六条第一項 の職員として採用された者であって、 以下この条において同じ。 の支給要件に該当するときは、その者に対 機構の成立の日において同法第七条第一)の認定があったものとみなす。 附則第八条第三項の規定により機構)の規定にかかわらず、 機構の成立の日に 第七条第五項又)の規定による この場 機構の 同法

京の 京の 京の で関する法律の施行に伴う関係法律の一部を改 に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律第三十七条及び第三十八条の 規定によりなお従前の例によることとされ た整備法改正前児童手当法第二十二条第八 項に規定する事務を行うこと。	一子ども・子育て支援法及び就学前の子ども、子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の係る事務並びに子ども・子育て支援法及び記事・十二条第三項に規定する権限にう。)第二十二条第三項に規定する権限にう。)第二十二条第三項に規定する権限にう。)第二十二条第三項に規定する権限にう。)第二十二条第三項に規定する権限に	のほか、次に掲げる業務を行うものとする (業務の特例) (業務の特例) (業務の特例) 前日の属する月の翌月から始める。
二 平成二十二年度等における子ども手当の条第八項に規定する事務を行うこと。	一 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第四法律(平成二十四年法律第 号)第四規定による改正前の児童手当法(以下この規定による改正前の児童手当法(以下このに係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園との施行に伴う関係法律の整備等に関する権限に係る事務がに子ども・子育て支援法及び総合こども園との施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の地域を表する。	。 務のほか、次に掲げる業務を行うものとする 2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業 第十八条 (略) (業務の特例)
平成二十二年度等における子ども手当の		。 務のほか、次に掲げる業務を行うものとする2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業第十八条 (略)(業務の特例)。

平成二十二年度等における子ども手当の支 二条第三項に規定する権限に係る事務及び 四年改正前児童手当法」という。)第二十 された同法第一条の規定による改正前の児 成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条 事務を行うこと。 前児童手当法第二十二条第八項に規定する 力を有するものとされた平成二十四年改正 法律附則第十一条の規定によりなおその効 り適用される児童手当法の一部を改正する 給に関する法律第二十条第一項の規定によ 童手当法 (以下この項において「平成二十 の規定によりなおその効力を有するものと れる児童手当法の一部を改正する法律 九号) 第二十条第一項の規定により適用さ 支給に関する法律(平成二十二年法律第十 伞

に関する特別措置法第二十条第一項、第三に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたの一部を改正する権限に係る事務並びに平満によりなおその効力を有するものとされたの一部を改正する特別措置法(平成二十三年法の支

二条第三項に規定する権限に係る事務及び 法律附則第十一条の規定によりなおその効 平成二十二年度等における子ども手当の支 四年改正前児童手当法」という。) 第二十 された同法第一条の規定による改正前の児 成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条 九号) 第二十条第 支給に関する法律(平成二十二年法律第十 事務を行うこと。 前児童手当法第二十二条第八項に規定する 力を有するものとされた平成二十四年改正 り適用される児童手当法の一部を改正する 給に関する法律第二十条第一項の規定によ 童手当法 (以下この項において「平成二十 れる児童手当法の一部を改正する法律(平 の規定によりなおその効力を有するものと 一項の規定により適用さ

法第二十条第一項、第三項及び第五項の規給等に関する特別措置法(平成二十三年法により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定するによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたによりなおその効力を有するものとされたの一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその対力を有するとも手当の支持を対象を表する。

的な提供の推進に関する法律の一部を改正す 第百六十六号)、子ども・子育て支援法及び 第七十三号)、特定障害者に対する特別障害 とあるのは「、 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」 第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは 条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の 二十三条第三項、 当法」という。 る法律 (平成二十四年法律第六十七号) 第三 る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す 就学前の子どもに関する教育、 給付金の支給に関する法律(平成十六年法律 適用については、 法律第七十三号。 定による改正前の児童手当法(昭和四十六年 の例によることとされた同法第三十六条の規 十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則 十七条及び第三十八条の規定によりなお従前 条第一項、 された平成二十四年改正前児童手当法第一 機構が前二項の業務を行う場合における第 手当法の一部を改正する法律附則第十二条 項及び第五項の規定により適用される児童 十二条第八項に規定する事務を行うこと。 の規定によりなおその効力を有するものと 第四十八条第一項及び第五十九 船員保険法(昭和十四年法律 以下「 第二十三条第三項中「第二 第二十六条第二項、 平成二十二年度等におけ 整備法改正前児童手 保育等の総合 第三十 3

> 等に関する法律 総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備 第七十三号) 、 特定障害者に対する特別障害 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」 適用については、第二十三条第三項中「第二 二十三条第三項、 第百六十六号)、 給付金の支給に関する法律(平成十六年法律 とあるのは「、 第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは 十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則 条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の 条第一項、 機構が前二項の業務を行う場合における第 された平成二十四年改正前児童手当法第一 手当法の一部を改正する法律附則第十二条 項及び第五項の規定により適用される児童 十二条第八項に規定する事務を行うこと。 の規定によりなおその効力を有するものと 第四十八条第一項及び第五十九 船員保険法(昭和十四年法律 (平成二十四年法律第 第二十六条第二項、 子ども・子育て支援法及び 第三十 3

3

成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二なお従前の例によることとされた同法第四十十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十二条及び第四十二条の規定により号)第四十一条及び第四十二条の規定により

こと。 法第二十二条第八項に規定する事務を行うそ の効力を有するものとされた旧児童手当正する法律附則第十二条の規定によりなお定により適用される児童手当法の一部を改

らい 二十三条第三項、 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」 正前の児童手当法 (以下「旧児童手当法」と するものとされた同法第一条の規定による改 附則第十一条の規定によりなおその効力を有 規定により適用される児童手当法の一部を改 年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ど 第百六十六号)、 給付金の支給に関する法律(平成十六年法律 第七十三号) 、 特定障害者に対する特別障 とあるのは「、 第十八条第一項及び第二項」と、「 若しくは 適用については、 条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の 正する法律(平成二十四年法律第二十四号) も手当支給法」という。) 第二十条第一 子ども手当の支給に関する法律(平成二十二 十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則 条第一項、 機構が前回) 若しくは平成二十三年度における子 第四十八条第一項及び第五十九 一項の業務を行う場合における第 船員保険法(昭和十四年法律 平成二十二年度等における 第二十三条第三項中「第1 第二十六条第二項、 第三十 項の

び第五項の規定により適用される児童手当法 ども手当支給法」という。 二年法律第十九号。 置法」という。)第二十条第一項、 改正する法律(平成二十四年法律第二十四号 れた整備法改正前児童手当法、 条の規定によりなお従前の例によることとさ 整備等に関する法律第三十七条及び第三十八 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 害給付金の支給に関する法律、子ども・子育 第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは 二十四年改正前児童手当法」と、 よりなおその効力を有するものとされた平成 以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措 る特別措置法 (平成二十三年法律第百七号 改正前の児童手当法 (以下「平成二十四年改 有するものとされた同法第一条の規定による の規定により適用される児童手当法の一部を る子ども手当の支給に関する法律(平成二十 の一部を改正する法律附則第十二条の規定に 十三年度における子ども手当の支給等に関す 正前児童手当法」という。) 若しくは平成二 附則第十一条の規定によりなおその効力を 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の 船員保険法、 特定障害者に対する特別障 以下「平成二十二年度子)第二十条第一項 平成二十二年 第二十六条 第三項及

りなおその効力を有するものとされた平成 伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一 七号 四年改正前児童手当法」という。) 若しくは 条及び第四十二条の規定によりなお従前の例 るのは「、 規定によりなおその効力を有するものとされ 平成二十三年度における子ども手当の支給等 による改正前の児童手当法 (以下「平成二十 年度子ども手当支給法」という。) 第二十条 によることとされた整備法改正前児童手当法 特別障害給付金の支給に関する法律、子ども 十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあ た平成二十四年改正前児童手当法」と、 手当法の一部を改正する法律附則第十二条の 特別措置法」という。)第二十条第一項、 に関する特別措置法(平成二十三年法律第百 効力を有するものとされた同法第一条の規定 三項及び第五項の規定により適用される児童 十四号) 附則第十一条の規定によりなおその 部を改正する法律附則第十一条の規定によ 平成二十二年度子ども手当支給法第二十条 子育て支援法及び総合こども園法の施行に 部を改正する法律(平成二十四年法律第一 一項の規定により適用される児童手当法の 項の規定により適用される児童手当法の 以下「平成二十三年度子ども手当支給 船員保険法、 特定障害者に対する 第 第

二十三年法律第百七号。 ども手当の支給等に関する特別措置法(平成 置法第二十条第一項、 二十条第一項、 度子ども手当支給特別措置法」という。 第二十条第一項の規定により適用される児童 する法律、 船員保険法」とあるのは「、 する法律附則第十二条の規定によりなおその の効力を有するものとされた旧児童手当法若 正する法律附則第十一条の規定によりなおそ 規定により適用される児童手当法の一部を改 特別障害給付金の支給に関する法律、 るのは「、船員保険法、 律附則第十二条の規定によりなおそ の効力を り適用される児童手当法の一部を改正する法 定障害者に対する特別障害給付金の支給に関 及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は のは「第二十七条並びに附則第十八条第一項 効力を有するものとされた旧児童手当法」と 定により適用される児童手当法の一部を改正 しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措 十二年度子ども手当支給法第二十条第一 十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあ 有するものとされた旧児童手当法」と、 第三十一条第一項中「第二十七条」とあ 平成二十二年度子ども手当支給法 第三項及び第五項の規定によ 第三項及び第五項の規 特定障害者に対する 以下「平成二十三年 船員保険法、 平 成)第 項の

その効力を有するものとされた平成 あるのは「、 第五項の規定により適用される児童手当法の 改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども 改正する法律附則第十一条の規定によりなお 二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項 第三十八条の規定によりなお従前の例による 係法律の整備等に関する法律第三十七条及び る法律の一部を改正する法律の施行に伴う関 る教育、保育等の総合的な提供の推進に関す も・子育て支援法及び就学前の子どもに関す る特別障害給付金の支給に関する法律、 条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と りなおその効力を有するものとされた平成二 支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び 童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当 を有するものとされた平成二十四年改正前児 法律附則第十一条の規定によりなおその効力 より適用される児童手当法の一部を改正する 度子ども手当支給法第二十条第一項の規定に の規定により適用される児童手当法の こととされた整備法改正前児童手当法、 十四年改正前児童手当法」と、 項中「第二十七条」とあるのは「第二十七 部を改正する法律附則第十二条の規定によ 第四十八条第一項中「又は船員保険法」と 船員保険法、 特定障害者に対す 第三十一条第 一十四年 一部を 子ぞど 平成

童手当法」と、 第二十条第一項、 は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法 船員保険法」とあるのは「、船員保険法、 ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関 年度子ども手当支給特別措置法第二十条第 法律附則第十二条の規定によりなおそ の効力 より適用される児童手当法の のとされた平成二十四年改正前児童手当法又 十一条の規定によりなおその効力を有するも れる児童手当法の一部を改正する法律附則第 当支給法第二十条第一項の規定により適用さ 改正前児童手当法、 する法律第四十一条及び第四十二条の規定に する法律、子ども・子育て支援法及び総合こ 定障害者に対する特別障害給付金の支給に関 及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は のは「第二十七条並びに附則第十八条第一項 る児童手当法の 十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三 よりなお従前の例によることとされた整備法 とされた平成二十四年改正前児童手当法」と |条の規定によりなおその効力を有するもの 有するものとされた平成二十四年改正前児 第三十一条第一項中「第二十七条」とある 第三項及び第五項の規定により適用され 第五十九条第四号中「第二十 一部を改正する法律附則第十 第三項及び第五項の規定に 平成二十二年度子ども手 一部を改正する 特

> び第五項の規定により適用される児童手当法 当支給特別措置法第二十条第一項、 規定によりなおその効力を有するものとされ 手当法の一部を改正する法律附則第十一条の 七条及び附則第十八条第 十八条第一項及び第二項」と、 七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第 重手当法」と、 よりなおそ の効力を有するものとされた旧児 の一部を改正する法律附則第十二条の規定に た旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手 一項中「 第二十七条」とあるのは「第1 第五十九条第四号中「 一項」とする。 附則第十二条 第三項及 第二十

4 (略)	手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりが第五項の規定により適用される児童手当人と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条立びに附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十二条第一項中「第二十七条及び附則第十二条第一項中「第二十七条及び附則第十二条第一項」とする。
4 (略)	七条及び附則第十八条第一項」とする。七条及び附則第十八条第一項」と、附則第十二条十八条第一項」と、附則第十二条
4 (略)	

PTA・青少年教育団体共済法 (平成二十二年法律第四十二号)

(共済事業の種類)	2~4 (略)	修正後整備法による改正 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)
(共済事業の種類)	2~4 (略)	次 正 案 (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義
(共済事業の種類)	2~4 (略)	現 行(定義) 現 行(定義) 現 行(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)

は、次に掲げるものとする。
る特定関係団体が行うことができる共済事業第四条が発展の規定によりPTA又はこれに係る

一•二 (略)

2 · 3 (略)

行うことができる。

「行うことができる。

に併せて第二号若しくは第三号の共済事業をはこれ、共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれ、これに係る特定関係団体は、同項及び前項の4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又は 4

第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する教育、保育等の総合に規定する認定こども園をいう。)であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する認定こども園をいう。)であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する。業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る学校と同第一項第二号の共済事業に係る学校と同

は、次に掲げるものとする。
る特定関係団体が行うことができる共済事業第四条が前条の規定によりPTA又はこれに係

一·二 (略)

2 · 3 (略)

行うことができる。 に併せて第二号若しくは第三号の共済事業を共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の第一項第二号の共済事業を行うPTA又は

は、次に掲げるものとする。る特定関係団体が行うことができる共済事業第四条が前条の規定によりPTA又はこれに係

一・二 (略)

2・3 (略)

4

行うことができる。に併せて第二号若しくは第三号の共済事業を共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の第一項第二号の共済事業を行うPTA又は

う 的な提供の推進に関する法律(平成十八年 学前の子どもに関する教育、 的とするもの 項に規定する保育所又は認定こども園 法第五十九条第一項に規定する施設のうち 認定こども園をいう。 法律第七十七号) に在籍する児童の災害に係る共済事業 同法第三十九条第 の地域にある児童福祉法第三十九条第 第一項第二号の共済事業に係る学校と同)の管理下における当該隣接保育所等 (以下「隣接保育所等」とい 第七条第 項に規定する業務を目 であって児童福祉 項に規定する 保育等の総合

二・三 (略)

<u>-</u> <u>:</u>

(略)

<u>-</u> <u>•</u>

(略)

- 275 -

(削除)	修正後の整備法
(PTA・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づく共済事業とおよう。この法律の施行の際現に前条の規定による改正後のP上の表第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十分の間、前条の規定による改正前のPTA第六十六条。この法律の施行の際現に前条の規定に基づく共済事業とのれていた事業については、当分の間、前条の規定に基づく共済事業とのように対象を関する。	政府案

スポーツ基本法 (平成二十三年法律第七十八号)

2 (略)	の利用に供するよう努めなければならない。学校のスポーツ施設を一般のスポーツのため	設置する学校の教育に支障のない限り、当該	型認定こども園をいう。)の設置者は、その	七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携	提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第	前の子どもに関する教育、保育等の総合的な	体が設置する幼保連携型認定こども園 (就学	する国立大学法人を含む。) 及び地方公共団	十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定	び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成	十六号) 第二条第二項に規定する国立学校及	第十三条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二	(学校施設の利用)	修正後整備法による改正
2 (略)		するよう努めなければならない。	ポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供	る学校の教育に支障のない限り、当該学校のス	合こども園をいう。) の設置者は、その設置す	年法律第 号)第二条第一項に規定する総	る総合こども園(総合こども園法 (平成二十四	大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置す	法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立	立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年	六号) 第二条第二項に規定する国立学校及び公	第十三条 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十	(学校施設の利用)	改正案
2 (略)							ければならない。	般のスポーツのための利用に供するよう努めな	支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一	立学校の設置者は、その設置する学校の教育に	六号) 第二条第二項に規定する国立学校及び公	年法律第二十 第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十	(学校施設の利用)	現行

障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

のとする。	る虐待を防止するため必要な措置を講ずるも	置その他の当該保育所等に通う障害者に対す	通う障害者に対する虐待に対処するための措	に関する相談に係る体制の整備、深済派等に	及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待	関する理解を深めるための研修の実施及び普	員その他の関係者に対する障害及び障害者に	をいう。以下同じ。) の長は、保育所等の職	七号) 第二条第六項に規定する認定こども園	の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十	子どもに関する教育、保育等の総合的な提供	働省令で定めるものを除く。) 又は就学前の	児又は幼児を対象とするものその他の厚生労	に規定する業務を目的とするもの (少数の乳	に規定する施設のうち同法第三十九条第一項	定する保育所若しくは同法第五十九条第一項	年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規	第三十条 保育所等 (児童福祉法 (昭和二十二)	<u> </u>	(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等	修正後整備法による改正
とする。 る虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの	の他の当該総合こども園等に通う障害者に対す	う障害者に対する虐待に対処するための措置そ	る相談に係る体制の整備、総合こども園等に通	合こども園等に通う障害者に対する虐待に関す	解を深めるための研修の実施及び普及啓発、総	係者に対する障害及び障害者に関する理	。)の長は、総合こども園等の職員その他の関	省令で定めるものを除く。) をいう。以下同じ	児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働	る保育を行う業務を目的とするもの (少数の乳	に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対す	定する業務若しくは同法第三十九条の二第一項	規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規	定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に	二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規	定する総合こども園又は児童福祉法(昭和二十	成二十四年法律第 号)第二条第一項に規	第三十条 総合こども園等 (総合こども園法 (平	防止等)	(総合こども園等に通う障害者に対する虐待の	改正案
のとする。	る虐待を防止するため必要な措置を講ずるも	置その他の当該保育所等に通う障害者に対す	通う障害者に対する虐待に対処するための措	に関する相談に係る体制の整備、保育所等に	及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待	関する理解を深めるための研修の実施及び普	員その他の関係者に対する障害及び障害者に	をいう。以下同じ。) の長は、保育所等の職	七号)第七条第一項に規定する認定こども園	の推進に関する法律(平成十八年法律第七十	子どもに関する教育、保育等の総合的な提供	働省令で定めるものを除く。) 又は就学前の	児又は幼児を対象とするものその他の厚生労	に規定する業務を目的とするもの (少数の乳	に規定する施設のうち同法第三十九条第一項	定する保育所若しくは同法第五十九条第一項	年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規	第三十条 保育所等 (児童福祉法) (昭和二十二	等)	(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止	現

	<u> </u>
	_
	_
070	
- 279 -	

児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)

(下線部分は政府案による改正部分、)	
の改正部分、	
波線部分は修正後整備去こ	
こよる影響部分)	

	附 則 (事業費充当額相当率の設定に関する経過措置) 第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を勘案して」とする。 (事業費充当額相当率の設定に関する経過措置) (事業費充当額相当率の設定に関する経過措置)	修正後支援法に伴う改正
行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平ども・子育て支援法及び総合こども園法の施相当率を標準として」とする。相当率を標準として」とする。	附則 (事業費充当額相当率の設定に関する経過措置) 第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相三項中「当該年度の所年度の事業費充当額相三項中「当該年度の別童手当法第二十一条第二日とする。 とする。 とする。 による改正後の児童手当法第二十一条第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項による改正後の児童手当法第二十一条第二十一条第二百十二十五年度の前年度の事業費充当額相当率を勘案して」とする。	改 正 案
後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前各年度においては、第一条の規定による改正相当率を標準として」とする。相当率を標準として」とする。	附 則 (事業費充当額相当率の設定に関する経過措置) 第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度の事業費充当額相当率を勘案してよる改正後の児童手当法第二十一条第一条の規定における事業費充当額相当率を勘案していまする。	現

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う	成二十四年法律第号)の施行の日の前	年度以前五年度」とあるのは、	「平成二十四
関係法律の整備等に関する法律(平成二十四	日の属する年度のいずれか早い年度までの各	年度以降」とする。	
年法律第六十七号)の施行の日の前日の属す	年度においては、第一条の規定による改正後		
る年度のいずれか早い年度までの各年度にお	の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年		
いては、第一条の規定による改正後の児童手	度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年		
当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五	度以降」とする。		
年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」			
とする。			

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分) 号

九十四 子ども・子育て支援法(平成二十四	(略)	ー〜七 (略 (略 (略) (略 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	別表第一(第六条関係)	修正後支援法に伴う改正
九 十 四	(十 九 略 三 九 九	八 () 一 長 町 () 糸 村 市 略 七	別 表 第 一	
子ども・子育て支援法(平成二十四		問題に 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定	別表第一(第六条関係)	改正案
(新 規	(略) 九	八 () 一 長 町 () 所 市 () 略 七	別表第一	
		思いる。 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定	別表第一(第六条関係)	現行

												1		1 PII					
						村 長	市町	<u>+</u>	(略)	_	<u>}</u> +	会者	情報照	〕 別 表 第 二				村 長	市
省令で定	事務であ	に関する	又は措置	育の実施	おける保	保育所に	法による	児 童 祉					事 務	一(第十七条、	る も の	関する事務	域子ども・	ための教育	
							知事等	都 道 府 県				者	情報提供	· 第十九条関係)		がであっても	・子育て支煙	日・保育給付	八十五号) に
定めるものて主務省令で	う。) であっ	係情報」とい	童扶養手当関	報 (以下「児	給に関する情	扶養手当の支	法による児童	児童扶養手当					特定個人情報	· 関係)		関する事務であって主務省令で定め	域子ども・子育て支援事業の実施に	ための教育・保育給付の支給又は地	年法律第六十五号) による子どもの
						村長	市町	<u>±</u>	(略)	_	_ { +	会者	情報照	別表第二				村長	市町
	定めるも	務省令で	あって主	る事務で	置に関す	保育の措	法による	児童福祉					事 務	(第十七条、	る も の	関する事業	域子ども	ための教育	年法律第
							知事等	都道府県				者	情報提供	、第十九条関係)		関する事務であって 主務省令	域子ども・子育て支援事業の	甲・保育給付	号) [
定めるものて主務省令で	う。) であっ	係情報」とい	童扶養手当関	報 (以下「児	給に関する情	扶養手当の支	法による児童	児童扶養手当					特定個人情報	関係)		工務省令で定め	5事業の実施に	ための教育・保育給付の支給又は地	による子どもの
						村長	市町	Ξ	(略)	_	<u>-</u> +	会者	情報照	別 表 第 二					
省令で定	って主務	事務であ	に関する	育の実施	おける保	保育所に	法による	児 童 福 祉					事務	(第十七条					
							事等	都道府県知					情報提供者]					
定めるものて主務省令で	う。) であっ	係情報」とい	童扶養手当関	報 (以下「児	給に関する情	扶養手当の支	法による児童	児童扶養手当					特定個人情報	· K ()					

		百 長 町 十 村 市 七	百十三条
め る 令 で 主 の 定 務 で あ の え る る る る る る る る る る る る る る る る る る	業 て も 地 支 治 実 汚 子育 施 事 荷	育 教 の る 子 音 め た め た と し い て さ し い し い し に し い し い し い し い し い し い し い	めるもの
市 町 村 長		知 都 事 道 府 県	
住民票関係情報、地方所支援に関する情報、地方の情報、地方の場合を関する。	で定めるもので定めるものの。これでは関する情報である。	措置をいう。 同議 日間第三号の 一項第三号の 一項第三号の 一項第三号の	
		百 長 町 十 村 市 七	百十三略六
め る も で 主 の 定 務 す る も の 定 ろ る る る る る る る る る る る る る る る る る る	業	育 教 の る 子 ど も の に よ の た め の た と り る 子 ど も り る り た し よ り し る り も り も り も り も り も り も り も り も り も り	
市 町 村 長		知 都 事 道 府 県	
住 税 関係 新支援に関す 所支援に関す が が が が が に の に に の に に に に の に 。 。 。	で定めるもので定めるものと関係情報であり、に関する情報であります。	措置をいう。 一項第三号の 第二十七条第 一項第三号の 同法	
			百十二略六

国民年金法に	厚生労働
もの	
省令で定める	知事
であって主務	都道府県
手当関係情報	大臣又は
特別児童扶養	厚生労働
もの	
省令で定める	
であって主務	
給付関係情報	
留邦人等支援	
報又は中国残	
養手当関係情	
情報、児童扶	知事等
生活保護関係	都道府県
るもの	
務省令で定め	
報であって主	
給に関する情	
支援給付の支	
律による自立	
するための法	
総合的に支援	
び社会生活を	
の日常生活及	
報又は障害者	

厚生労働	=	知事	都道府県	大臣又は	厚生労働		413.1				101	1	知事等	都道府県									. Idea		
	5	省令で定める	であって主務	手当関係情報	特別児童扶養	もの	省令で定める	であって主務	給付関係情報	留邦人等支援	報又は中国残	養手当関係情	情報、児童扶	生活保護関係	るもの	務省令で定め	報であって主	給に関する情	支援給付の支	律による自立	するための法	総合的に支援	び社会生活を	の日常生活及	幸ては河宮寺

			機構	日本年金	大臣又は
の	令で定めるも	あって主務省	関する情報で	年金の支給に	よる障害基礎
			機構	日本年金	大臣又は
の	令で定めるも	あって主務省	関する情報で	年金の支給に	よる障害基礎

修正後の整備法	政府案
(子ども・子育で支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の	(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の
関係法律の整備等に関する法律の一部改正)総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う	整備等に関する法律の一部改正)
第三十九条(子ども・子育で支援法及び就学前の子どもに関する教育、関係法律の整備等に関する法律の一部改正)	第三十九条 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関
保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施	係法律の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第 号)の一部
行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第六十七	を次のように改正する。
号)の一部を次のように改正する。	
第十四条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人	第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人
国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改め	国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改め
නි _°	న <u>ం</u>
第四十九条の見出しを「 (行政法人日本スポーツ振興センター法の	第五十三条の見出しを「 (行政法人日本スポーツ振興センター法の
一部改正)」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センタ	一部改正)」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センタ
ー 法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。	ー 法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。

内閣府設置法 (平成十一年七月十六日法律第八十九号) 平成二十五年四月施行

員会 独立行政法人評価委	子ども・子育て会議	(略)	(設置) (設置) (設置) 第三十七条 (略) 第三十七条 (略) がるところにより内閣 がるところにより内閣 がるものとし、それぞ げるものとし、それぞ るところによる。	修正後整備法に伴う改正
平成十一年法律第百三独立行政法人通則法(六十五号) (平成二十四年法律第一分ども・子育て支援法	(略)	(設置)(報)(本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるあるところにより内閣府に置かれる審議会等めるところにより内閣府に置かれる審議会等がるところにより内閣府に置かれる審議会等がるところによづく命令を含む。)の定めに設置)	に伴う改正
員会 独立行政法人評価委	子ども・子育て会議	(略)	(設置) 第三十七条 (略) 第三十七条 (略) 第三十七条 (略) がるところにより内間があるところにより内間があるところにより内間があるものとし、それがあるものとし、それがあるものとし、それがあるものとし、それがあるところによる。	改
平成十一年法律第百三 独立行政法人通則法((平成二十四年法律第子ども・子育て支援法	(略)	法律 (これらに基づく命令を含む。) の定めのるところにより内閣府に置かれる審議会等のるところにより内閣府に置かれる審議会等がるところにより内閣府に置かれる審議会等がるところによがあるもののほか、別に法律の定に設置) 審三款 審議会等	案
員会	(新設)	(略)	(設置) (設置) (設置) (設置) (設置) (設置) (設置) (設置)	現
平成十一年法律第百三独立行政法人通則法((新設)	(略)	(略) (略) (略) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部) (部	行

。,四一、務	5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する 5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成 第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成 第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成 第二条	修正後整備法に伴う改正
 	ため、第四条第三項及び前三項こ規定する事 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 が、国家公務員制度改革推進本部が置かれ の任務を達成 にか、第三条第一項の任務を達成 にか、第四条第三項及び前三項こ規定 が、第四条第三項及び前三項に規定 を立る事務をつかさどる。	改正案
四 (新設)四 (新設)	をめ、第四条第三項及び前三項こ規定する事 5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する まか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ はか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ はか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ でいる間、公務員庁設置法附則第二項に規定 する事務をつかさどる。 とめ、第四条第一項の任務を達成 でか、第四条第三項の任務を達成 を達成 をか、第四条第三項の任務を達成	現行

$\overline{}$
傍線
部分
は改
区正
部分
\smile

(所掌事務) (所導事務) (所書事務) (所書書籍) (所書書書書籍) (所書書書書書籍) (所書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書	修正後整備法に伴う改正
(所掌事務) (所賞事務) (所述者) (所述者)	改正案
(所掌事務) 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。 「〜十八 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参齢の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関す	現行

する事務をつかさどる。 必要となる企画及び立案並びに総合調整に関 、で関し行政各部の施策の統一を図るために された基本的な方針に基づいて、当該重要政の内閣の重要政策に関して閣議において決定

事務をつかさどる。条第二項の任務を達成するため、次に掲げる3.前二項に定めるもののほか、内閣府は、前

~二十七の三 (略)

・子育て支援給付その他の子ども及び子ど十四年法律第六十五号)第七条に規定するもの法律第百三十三号)第七条に規定するもの法律第百三十三号)第七条に規定するもの法律第百三十三号)第七条に規定するもの法律第一

徴収に関することを除く。

収に関することを除く。

もを養育している者に必要な支援に関する

こと(同法第六十九条に規定する拠出金の

四十二 削除 (略)

する事務をつかさどる。 必要となる企画及び立案並びに総合調整に関策に関し行政各部の施策の統一を図るためにされた基本的な方針に基づいて、当該重要政の内閣の重要政策に関して閣議において決定

事務をつかさどる。 条第二項の任務を達成するため、次に掲げる前二項に定めるもののほか、内閣府は、前

3

|~二十七の三 (略)

二十七の四 少子化に対処するための施策の 法律第百三十三号)第七条に規定するもの 法律第百三十三号)第七条に規定するもの ・子育て支援給付その他の子ども及び子ども ・子育て支援給付その他の子ども及び子ども ・子育て支援給付その他の子ども及び子ども ・子育で支援給付その他の子ども及び子ども ・子育で支援給付きの他の子ども及び子ども ・子育で支援給付きの他の子ども及び子ども ・子育で支援給付きの他の子ども及び子ども ・子育で支援といる者に必要な支援に関する ・子育で支援といる者に必要な支援に関する ・の他の子ども及び子ども ・の他の子ども及び子ども ・の他の子ども及び子ども ・の他の子ども及び子ども ・の他の子ども及び子ども ・の他の子ども及び子ども ・子育で支援といる者に必要な支援に関する

| 一十七の六 総合こども園(総合こども園法) | 一十七の六 総合こども園(総合こども園法) | 一十七の六 総合こども園法

四十二 削除 (略)

総合調整に関する事務をつかさどる。、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一において決定された基本的な方針に基づいてにおいて決定された基本的な方針に基づいて

事務をつかさどる。 条第二項の任務を達成するため、次に掲げる前二項に定めるもののほか、内閣府は、前

3

〜二十七の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二十八~四十一 (略)

四十一 少子化に対処するための施策の大綱

四十三~六十三 (略)

第十一条の三 させるものとする。 により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理 掲げる事務については、 項第二十七号の四から第二十七号の六までに 第四条第一項第十九号及び第三 第九条第一項の規定

第十一条の四 当該事務を掌理させるものとする。 条第一項の規定により特命担当大臣を置き、 項第六十二号に掲げる事務については、第九 第四条第一項第二十号及び第三

第五款 特別の機関

(設置)

2 第四十条 めるもののほか、本府には、特に必要がある 掌事務の範囲内で、 法律の定めるところによ 場合においては、 育て本部及び金融危機対応会議を置く。 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定 特別の機関を置くことができる。 本府に、北方対策本部、 第四条第三項に規定する所 子ども・子

3

第一項に定めるもののほか、別に法律の定

3

四十三~六十三 (略)

第十一条の三の第四条第一項第十九号及び第三 により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理 掲げる事務については、 項第二十七号の四から第二十七号の六までに 第九条第一項の規定

させるものとする。

第十一条の四 条第一項の規定により特命担当大臣を置き、 当該事務を掌理させるものとする。 項第六十二号に掲げる事務については、 第四条第一項第二十号及び第三 第九

第五款 特別の機関

(設置)

2 第四十条 IJ 掌事務の範囲内で、法律の定めるところによ 場合においては、 めるもののほか、 育て本部及び金融危機対応会議を置く。 第一項に定めるもののほか、別に法律の定 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定 特別の機関を置くことができる。 本府に、北方対策本部、 本府には、特に必要がある 第四条第三項に規定する所 子ども・子

> 第百三十三号) 第七条に規定するものをい う。)の作成及び推進に関すること。 (少子化社会対策基本法 (平成十五年法律

(新設)

四十三~六十三

(略)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三 条第一項の規定により特命担当大臣を置き、 当該事務を掌理させるものとする。 項第六十二号に掲げる事務については、

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条本府に、 2 場合においては、 めるもののほか、 対応会議を置く 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定 本府には、特に必要がある 第四条第三項に規定する所 北方対策本部及び金融危機

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

IJ

特別の機関を置くことができる。

掌事務の範囲内で、 法律の定めるところによ

(子ども・子育て本部) 第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四 条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四 から第二十七号の六までに掲げる事務をつか さどる。 2 子ども・子育て本部長は、子ども・子育 て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣 をもって充てる。 本部の事務を統括する。 本部の事務を統括する。 と認めるときは、関係行政機関の長に対し、 資料の提出、意見の表明、説明その他必要な るときは、関係行政機関の長に対し、 3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 本部の事務を統括する。 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 本部の事務を統括する。 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て 4 子ども・子育で本部長は、子ども・子育で 4 子ども・子育で 4 子ども・子育で 4 子ども・子育で 4 子ども・子育で 4 子ども・子育で 4 子ども・子育で 5 日本部の長は、子ども・子育で 6 日本部の表明、説明その他必要な 6 日本部の表明、説明その他必要な 7 日本部の表明、説明その他必要な 7 日本部の表明、説明その他必要な 7 日本部の表別を述べることができる	第四十一条 (略)
(子ども・子育て本部) 第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四をもって充てる。	第四十一条 (略) 第四十一条 (略) (北方対策本部) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格
新設	第四十一条 (略) 第四十一条 (略)

٥

本部長を置く。本部長を置く。

て本部長の職務を助ける。

子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項8の第二項から前項までに定めるもののほか、

は、政令で定める。子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項

(金融危機対応会議)

第四十二条

(略)

附則

(所掌事務の特例)

する事務をつかさどる。ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれするため、第四条第一項各号に掲げる事務の第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成

2~4 (略)

、次に掲げる事務をつかさどる。
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間ため、第四条第三項及び前三項に規定する事ち、内閣府は、第三条第二項の任務を達成する

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副

本部長を置く。

て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く

は、政令で定める。
第二項から前項までに定めるもののほか、

8

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

する事務をつかさどる。 ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ はか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成

2~4 (略)

第四十一条 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

する事務をつかさどる。ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれするため、第四条第一項各号に掲げる事務の第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成

2~4 (略)

、次に掲げる事務をつかさどる。 務のほか、それぞれ政令で定める日までの間ため、第四条第三項及び前三項に規定する事 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する

		四 (削る)	->三 (略)
		四(削る)	
緊急確保事業に関すること。	律第号)附則第十条に規定する保育	四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法	

具、第二条第四項」とする	る	第号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後であ	第七十条 国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律	(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)	修正後の整備法
第二条質児耳』とする		第号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後であ	第七十五条 国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律	(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)	政府案

文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号)

八〜九十七(略)	をがこ爰か及がか言こ別けること。 。 以下同じ。)の振興に関する企画及び立案幼保連携型認定こども園における教育をいう高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び	七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、一~六 (略) の、次に掲げる事務をつかさどる。 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するた	(所掌事務)修正後整備法による改正
八〜九十七(略)	下同じ。)の振興に関する企画及び総合こども園における教育をいる。 高等学校、中等教育学校、特別古	七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校 一〜六 (略) ため、次に掲げる事務をつかさどる。 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成する	(所掌事務) 改正案
八〜九十七(略)	する企画及び立案並びに援助及び助言に関すおける教育をいう。以下同じ。)の振興に関高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に	七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、一〜六 (略)の、次に掲げる事務をつかさどる。第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するた	(所掌事務) 現 行

$\overline{}$
ェ
媳
綊
꽸
分
íŤ
뀲
竖
恆
条
に
ž
رم ا
껂
正
近部公
改正部分
Ų
波
綽
線部
緑部公
分
ίÌ
攸
止
绐
蓛
蕋
悀
法
ΪĒ
<u>'</u> -
ቅ
ර
影
鄭
首が
训
分

所則則 「一部で改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日のいずれが遅い日 「第二十五条の規定 で成二十五年四月一日 で超えない範囲内において政令で定める日 の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日のいずれが遅い日 で記さい範囲内において政令で定める日 の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 公布の日のいずれが遅い日 が第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の が 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の が 第三十五条の規定 で政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の が 第三十五条の規定 である は では が また の の 番号の利用等に関する 法律の が で に と が また の と は で が また で で が また で が	修正後の整備法
所則則 というの法律は、子ども・子育で支援法の施行の日から施行する。ただしこの法律は、子ども・子育で支援法の施行の日から施行する。 一 第二十八条の規定 平成二十五年四月一日 二 第七十二条の規定 平成二十五年四月一日 日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 四 第七十三条及び第七十五条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 第二十八条の規定 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律(平成二十四年法律第 号)附則第三号に掲げる規定の 施行の日又は施行日のいずれか遅い日	政府案